

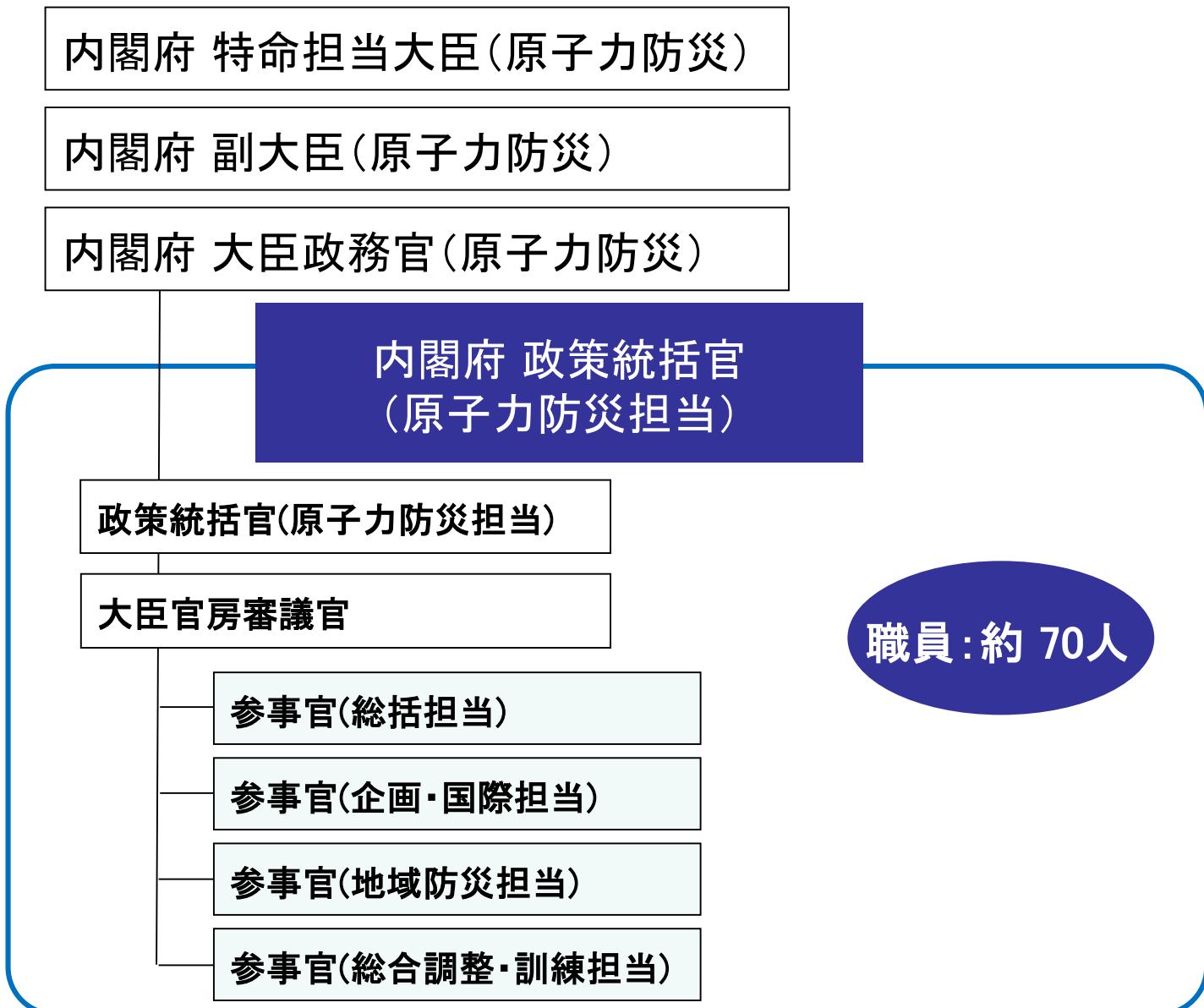
島根地域における 原子力防災の取組について

内閣府(原子力防災担当)

1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 緊急時対応の取りまとめに係る経緯
3. 島根地域の緊急時対応
4. 地域防災力向上に向けた更なる取組

1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 緊急時対応の取りまとめに係る経緯
3. 島根地域の緊急時対応
4. 地域防災力向上に向けた更なる取組

◆内閣府(原子力防災担当)の組織は平成26年10月14日に発足



1. 地域防災計画の充実に向けた対応

◆自治体の原子力防災計画、避難計画作成等の全面的な支援

→ 原子力発電所がある13地域に「地域原子力防災協議会」を設置し、国と関係自治体等が緊密に連携し、計画の策定・充実強化の取組を実施中

島根地域原子力防災協議会の構成員等：関係府省庁（指定職級）、島根県副知事、鳥取県副知事、関係6市、中国電力

2. 関係道府県への財政的支援

◆放射線防護のための対策等について必要な財政的支援を実施

→ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

自治体が行う防災活動に必要な資機材（放射線測定器、防護服等）の整備 等

→ 原子力災害時避難円滑化モデル実証事業

避難をより円滑に実施するためのモデル実証事業

→ 放射線防護対策等事業

即時避難の困難な要配慮者が屋内退避するための施設に対する放射線防護対策事業 等

3. 原子力総合防災訓練の実施、道府県訓練の支援、防災業務関係者への研修

◆原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方自治体、電力事業者が合同で、原子力総合防災訓練を実施

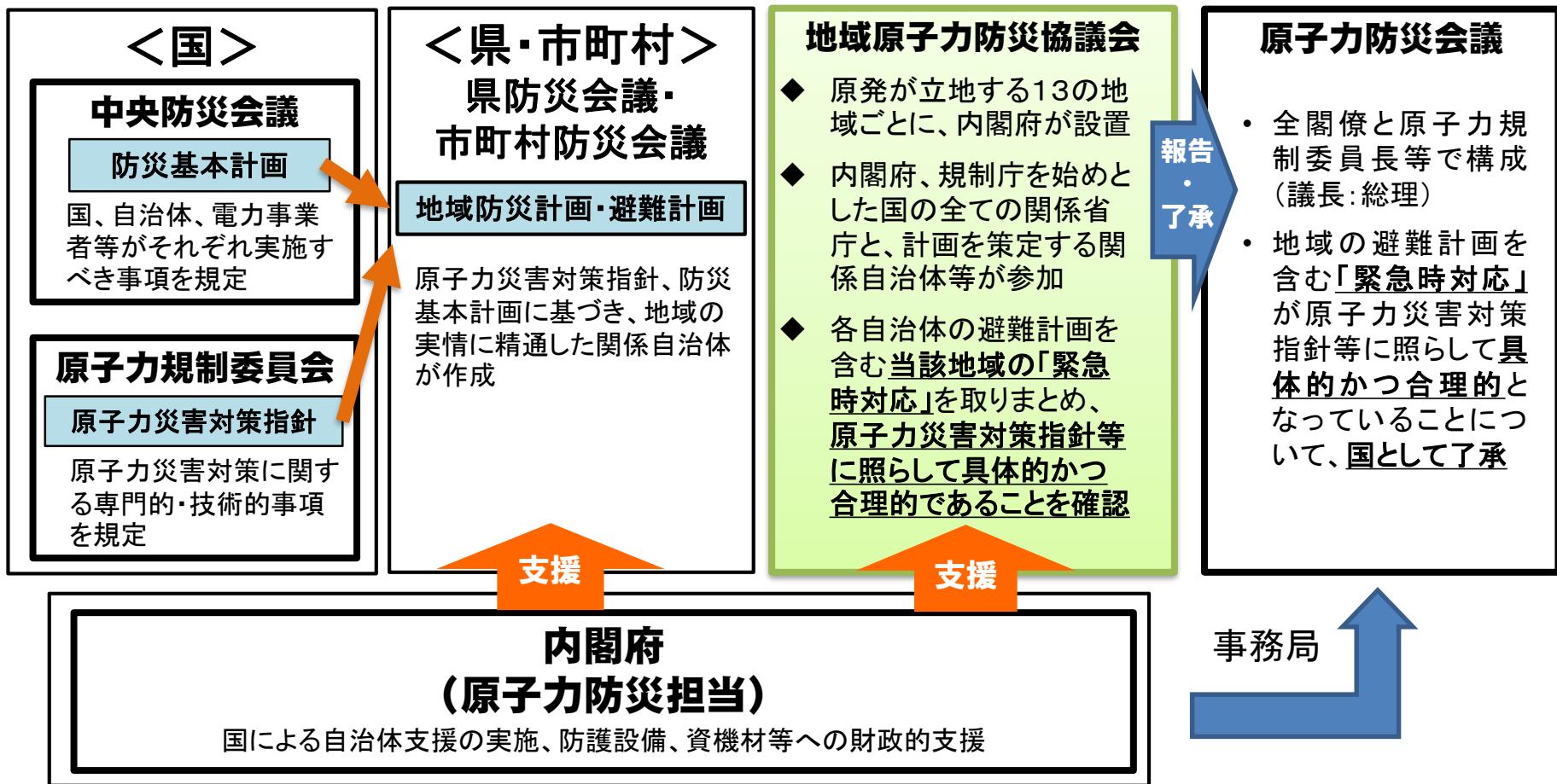
→ 令和元年度は島根原子力発電所を対象に実施

◆自治体が行う原子力防災訓練を支援

◆自治体職員等の防災業務関係者への研修を実施

1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 緊急時対応の取りまとめに係る経緯
3. 島根地域の緊急時対応
4. 地域防災力向上に向けた更なる取組

2-1 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



<国による自治体支援の具体的な内容>

- 計画策定当初から政府がきめ細かく関与し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、地域が抱える課題をともに解決するなど、国が前面に立って自治体をしっかりと支援
- 緊急時に必要となる資機材等については、国の交付金等により支援
- 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
- 一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化

2-2 「島根地域の緊急時対応」の取りまとめ

- 令和3年7月30日、島根地域原子力防災協議会において、関係府省庁、島根県、鳥取県、関係6市等により、避難計画を含む島根地域の緊急時における対応（「島根地域の緊急時対応」）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認。同年9月7日、原子力防災会議（議長：内閣総理大臣）で報告・了承。

検討経緯

島根地域原子力防災協議会 作業部会

- ・基本構成員：関係府省庁、自治体の担当者
- ・平成27年3月26日～令和3年7月29日
(計33回開催)



島根地域原子力防災協議会

- ・基本構成員：各府省庁指定職級、副知事
(関係市や電力事業者がオブザーバー参加)
- ・令和3年7月30日 開催



原子力防災会議

- ・議長：内閣総理大臣
- ・構成員：全ての国務大臣、原子力規制委員長、内閣危機管理監等
- ・令和3年9月7日 開催

島根地域の緊急時対応
(全体版)

島根地域原子力防災協議会

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan
令和3年7月30日

目次

1. はじめに	P. 3
2. 島根地域の概要	P. 5
3. 緊急事態における対応体制	P. 10
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	P. 22
5. PAZ内の全面緊急事態における対応	P. 36
6. UPZ内における対応	P. 50
7. 冷却告示の対象である1号機に係る対応	P. 92
8. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制	P. 96
9. 緊急時モニタリングの実施体制	P. 110
10. 原子力災害時の医療等の実施体制	P. 120
11. 実動組織の支援体制	P. 132

(注) 本資料の団体ロゴは、(C)2020ZENRINKOSE第175号を用いている。

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

原子力災害対策指針とは

福島第一原発事故の教訓や国際基準等を踏まえ、原子力災害対策に関する専門的・技術的事項について原子力規制委員会が策定したもの

原子力災害時における放射線被ばくの防護措置の基本的考え方

- 原子力災害が発生した場合には、原子力災害の特殊性を踏まえた上で、住民等に対する放射線被ばくの防護措置を講じることが最も重要
- 基本的考え方としては、国際放射線防護委員会等の勧告、特にPublication 109、111やIAEAのGSR Part 7等の原則にのっとり、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要

【原子力災害対策指針から抜粋】



主な内容

原子力災害対策重点区域の範囲の設定

- ◆ PAZ(予防的防護措置を準備する区域)：原子力発電所から概ね半径5Km圏内
- ◆ UPZ(緊急防護措置を準備する区域)：原子力発電所から概ね半径30Km圏内

緊急時の住民防護措置実施の判断基準の設定

- ◆ 原子力施設の状態等に基づく、三段階の緊急事態区分
その区分を判断する基準として、EAL(緊急時活動レベル)を設定
- ◆ 緊急時モニタリング実施とOIL(運用上の介入レベル)による避難等の実施

○PAZ:Precautionary Action Zone

「予防的防護措置を準備する区域」

原子力発電所から概ね半径5km圏内。

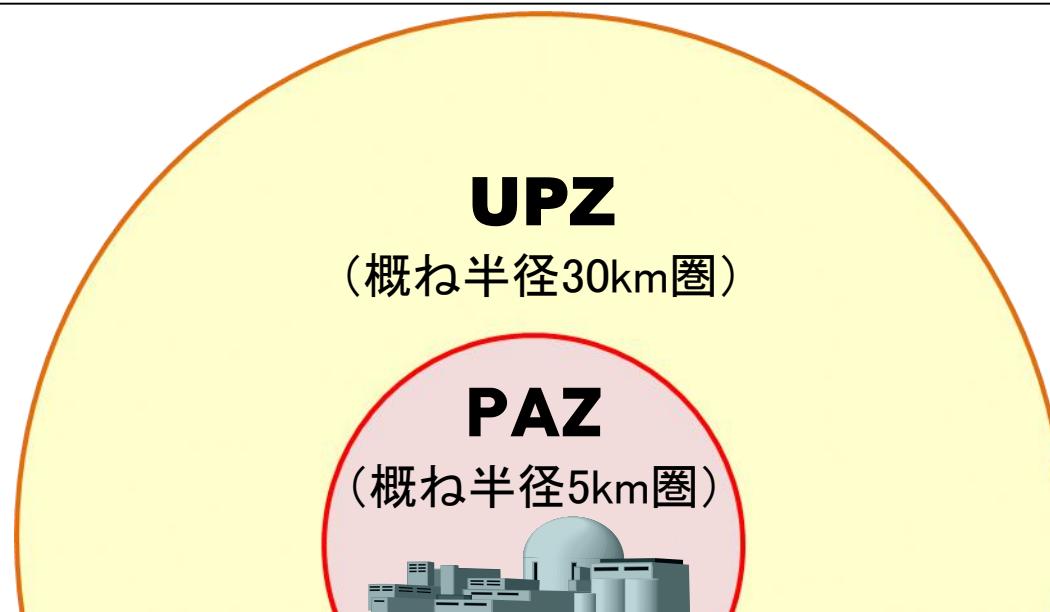
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

○UPZ:Urgent Protective action planning Zone

「緊急防護措置を準備する区域」

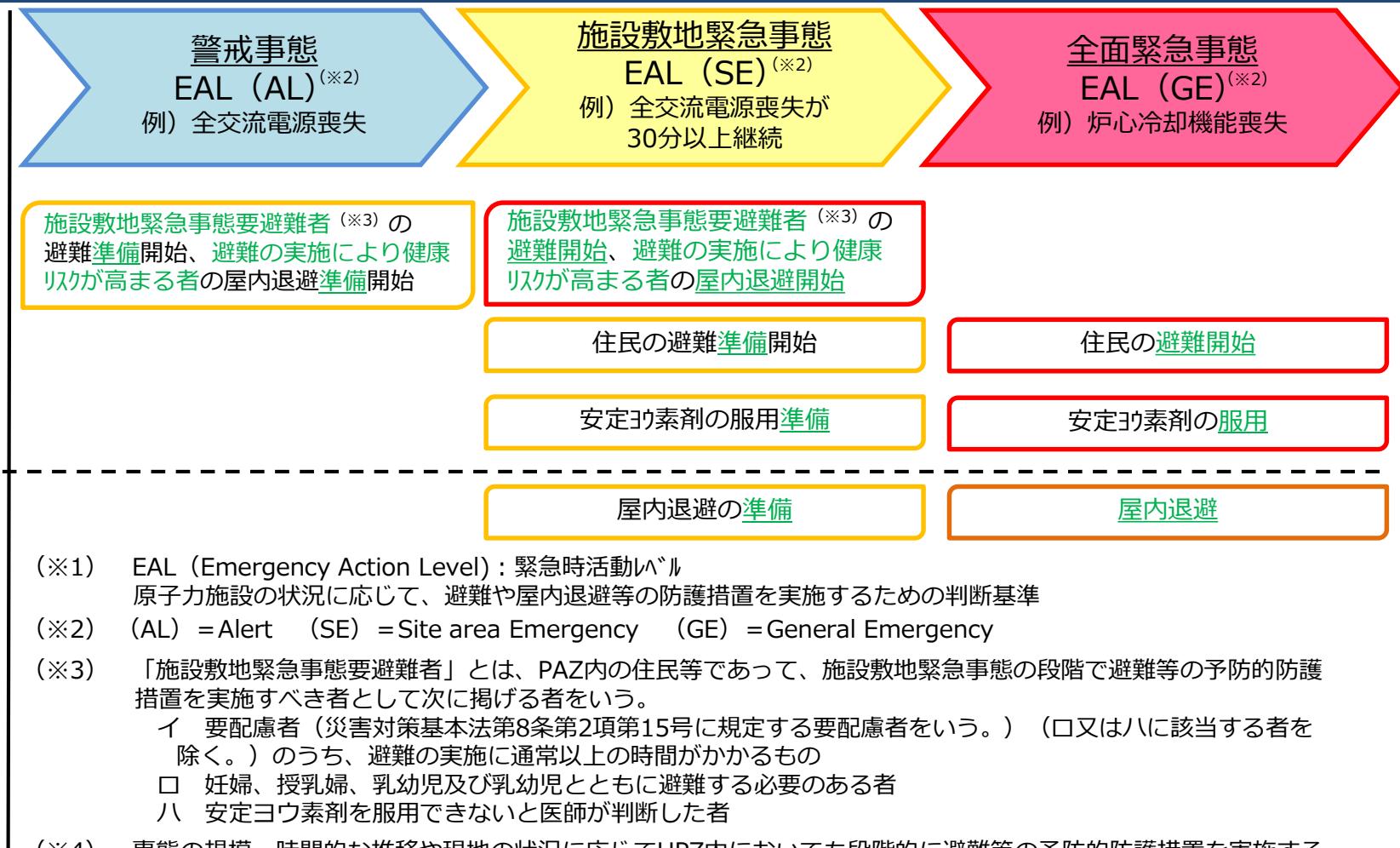
PAZの外側の概ね半径30km圏内。

- ・全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。
- ・放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長(総理大臣)の指示を受け一時移転等を実施。



2-5 原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置（緊急時活動レベル：EAL^(※1)）

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



(※1) EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル

原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

(※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency

(※3) 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）（口又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

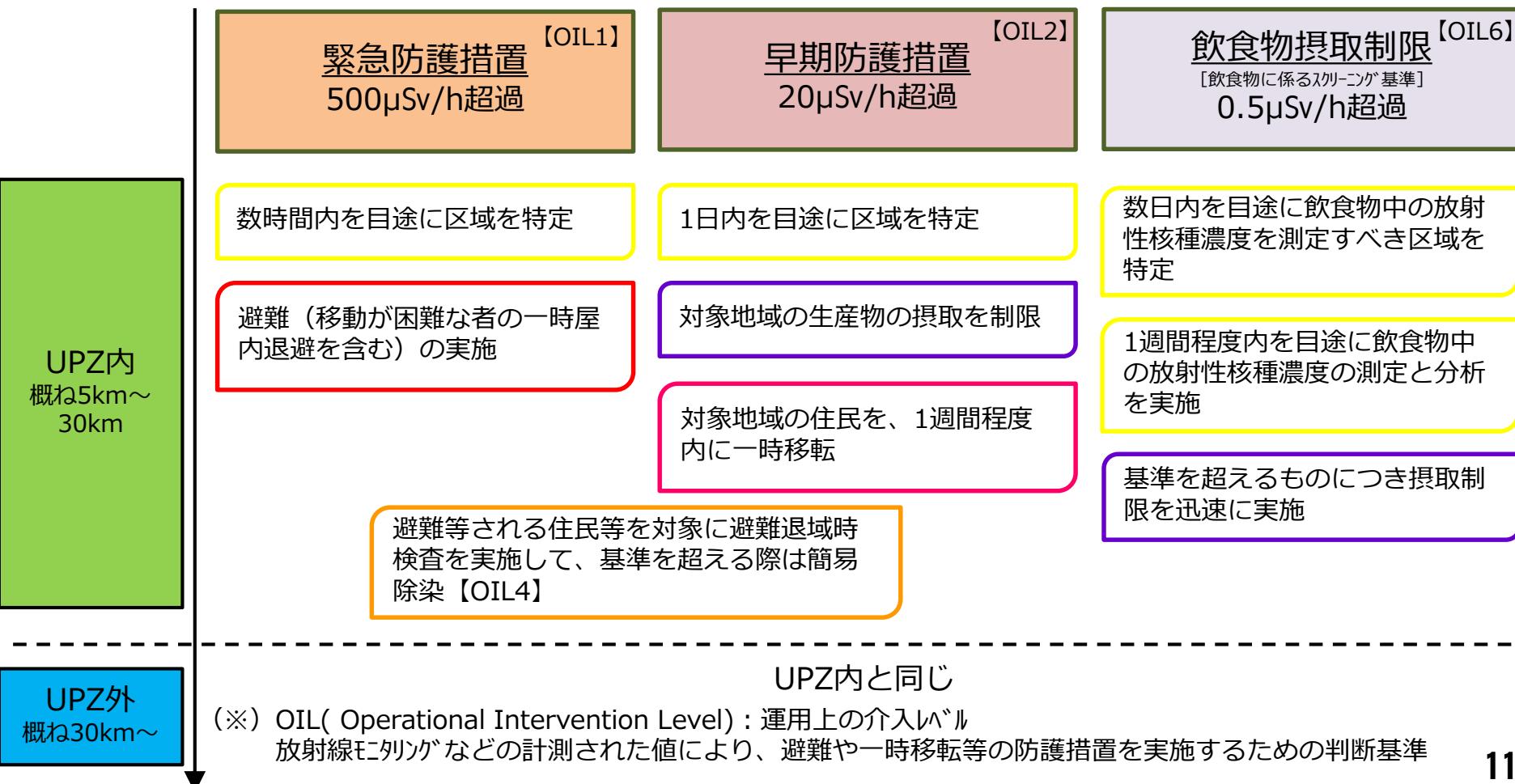
□ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

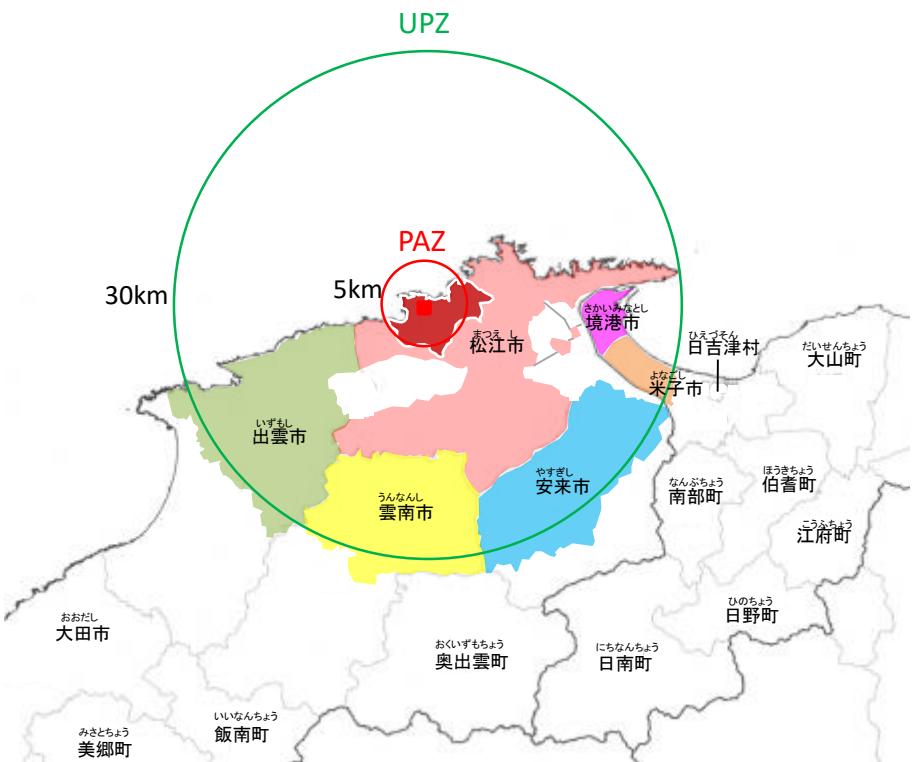
- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 緊急時対応の取りまとめに係る経緯
3. 島根地域の緊急時対応
4. 地域防災力向上に向けた更なる取組

3-1 島根地域の原子力災害対策重点区域の概要

- 島根地域における原子力災害対策重点区域(概ね半径30kmの範囲)の人口は457,496人(令和2年12月末現在)。
- PAZ内の人口は9,487人。UPZ内の人口は関係6市448,009人。



出典：地理院地図（白地図）をもとに内閣府（原子力防災）作成

＜概ね5km圏内＞

PAZ(予防的防護措置を準備する区域)
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

1市(松江市) 住民数:9,487人*

＜概ね5～30km圏内＞

UPZ(緊急防護措置を準備する区域)
Urgent Protective Action Planning Zone

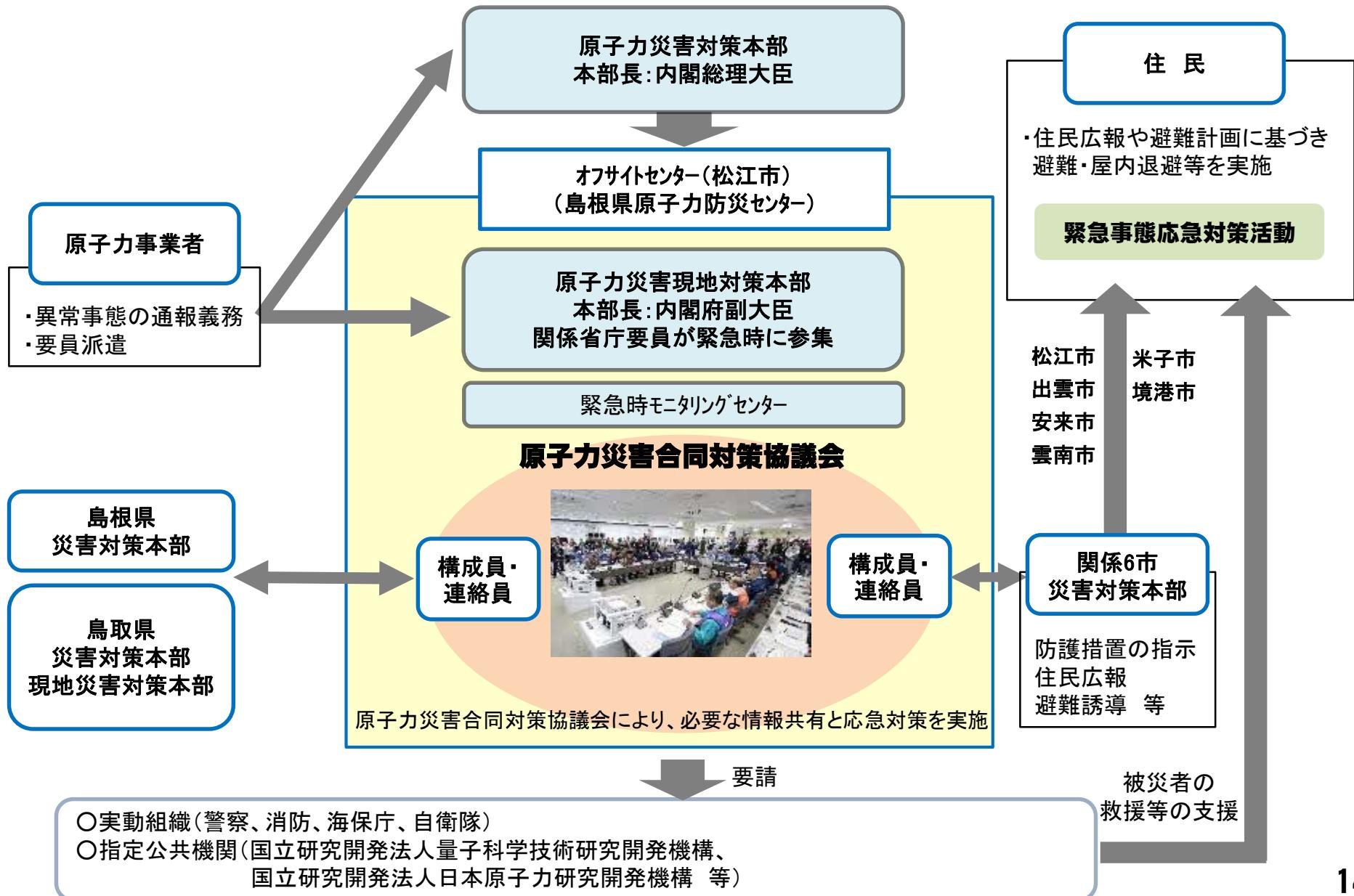
⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

6市

(島根県:松江市、出雲市、安来市、雲南市
鳥取県:米子市、境港市)

住民数:448,009人*

*令和2年12月末時点



3-3 島根県、鳥取県及び関係市の対応体制

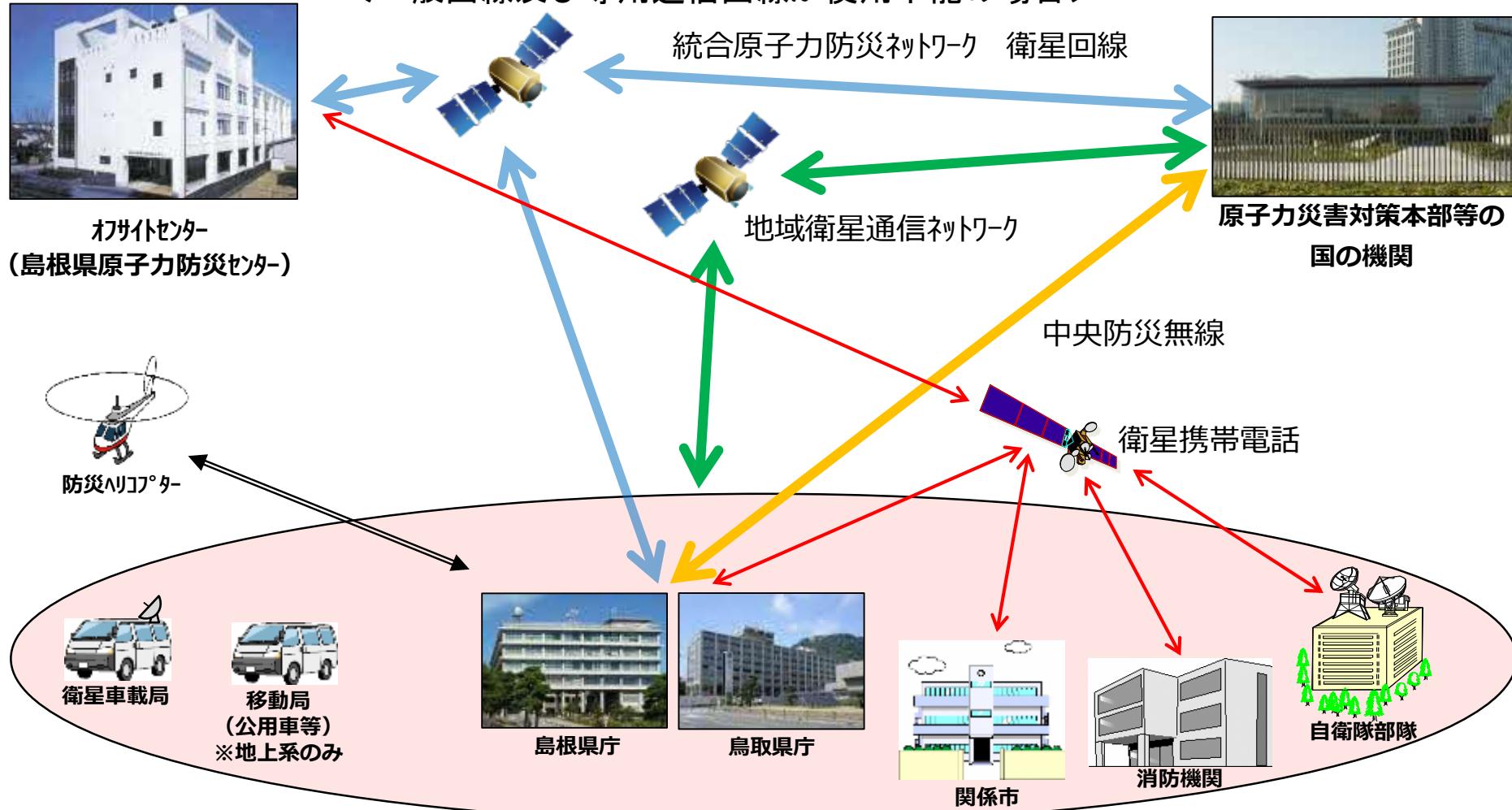
- 警戒事態では、島根県は対策会議、鳥取県は災害警戒本部、松江市は原子力事故対策会議を開催又は設置し、関係市も同様の体制の設置又は連絡体制を確立。
- 施設敷地緊急事態では、島根県、鳥取県及び関係6市は、それぞれ災害対策本部に移行。
- 警戒事態では、要員参集、情報収集・連絡体制を構築、住民等に対する情報提供を始め、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。



3-4 連絡体制の確保

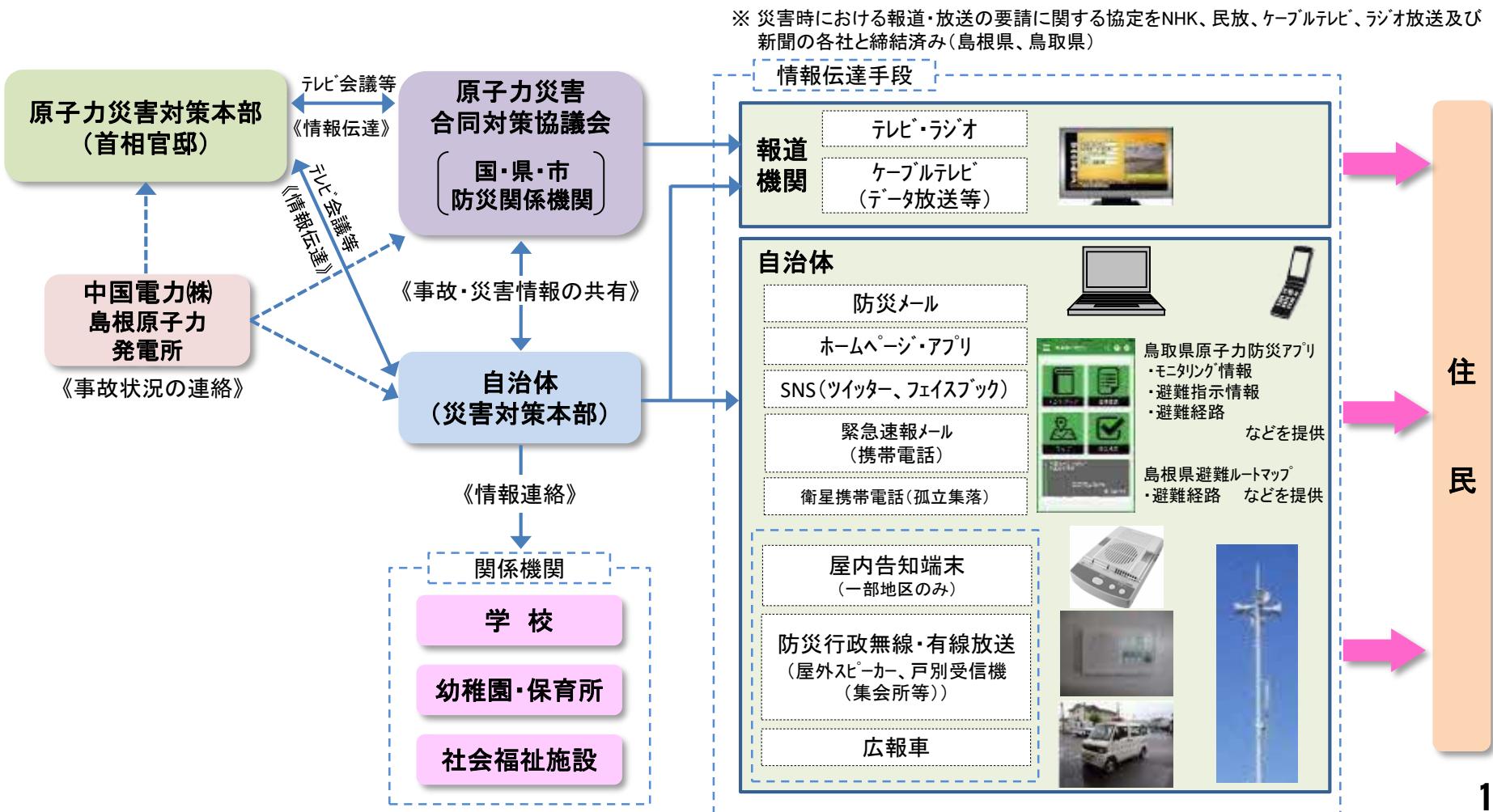
- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているテレビ会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制を確保。

<一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合>



3-5 住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から関係自治体に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 自治体は、防災メール、防災行政無線、広報車等の複数の情報伝達手段を活用し、住民へ情報を繰り返し伝達。
- 音声情報・文字情報を組み合わせ、障がい者、外国人、観光客等の要配慮者への情報伝達に配慮。



3-6 PAZ内における防護措置の考え方

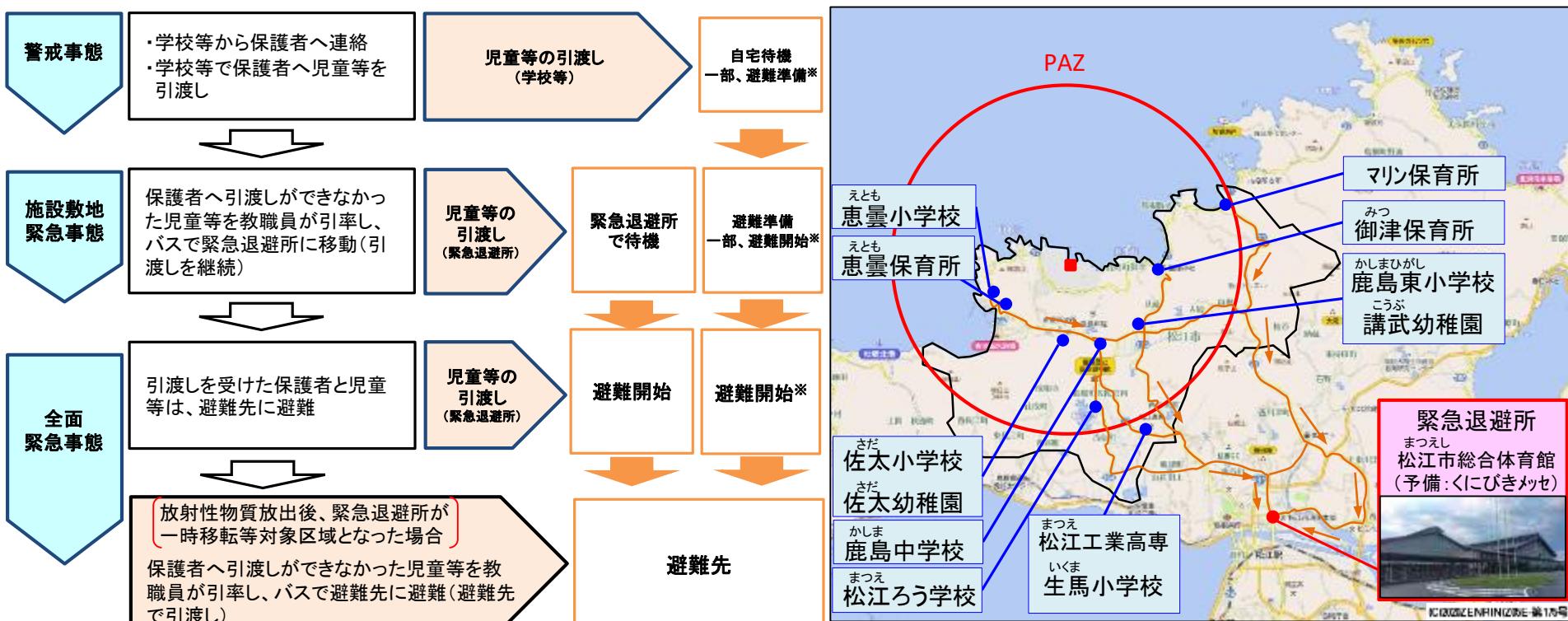
- 施設敷地緊急事態となった場合には、要避難者については、避難を開始。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において屋内退避。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。
- 全面緊急事態となった場合には、住民は避難を開始。
- 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に必要となるバス、福祉車両については、必要数を把握するとともに、島根県内のバス会社等が保有する車両により必要な車両数を確保。

避難元	避難先		
	避難経由所	避難所数	
かしま 鹿島地区	おおだし 大田市	大田高校、 第一中学校、 朝波小学校	避難所 : 14か所 広域福祉避難所 : 2か所
		ながひさ 長久小学校	避難所 : 10か所 広域福祉避難所 : 1か所
		ゆのつ 旧温泉津中学校、 ゆのつ 温泉津地区運動場、 湯里地区体育館	避難所 : 8か所 広域福祉避難所 : 6か所
しまね 島根地区(一部)	おくいずもちょう 奥出雲町	よこた 横田公園	避難所 : 15か所 広域福祉避難所 : 6か所



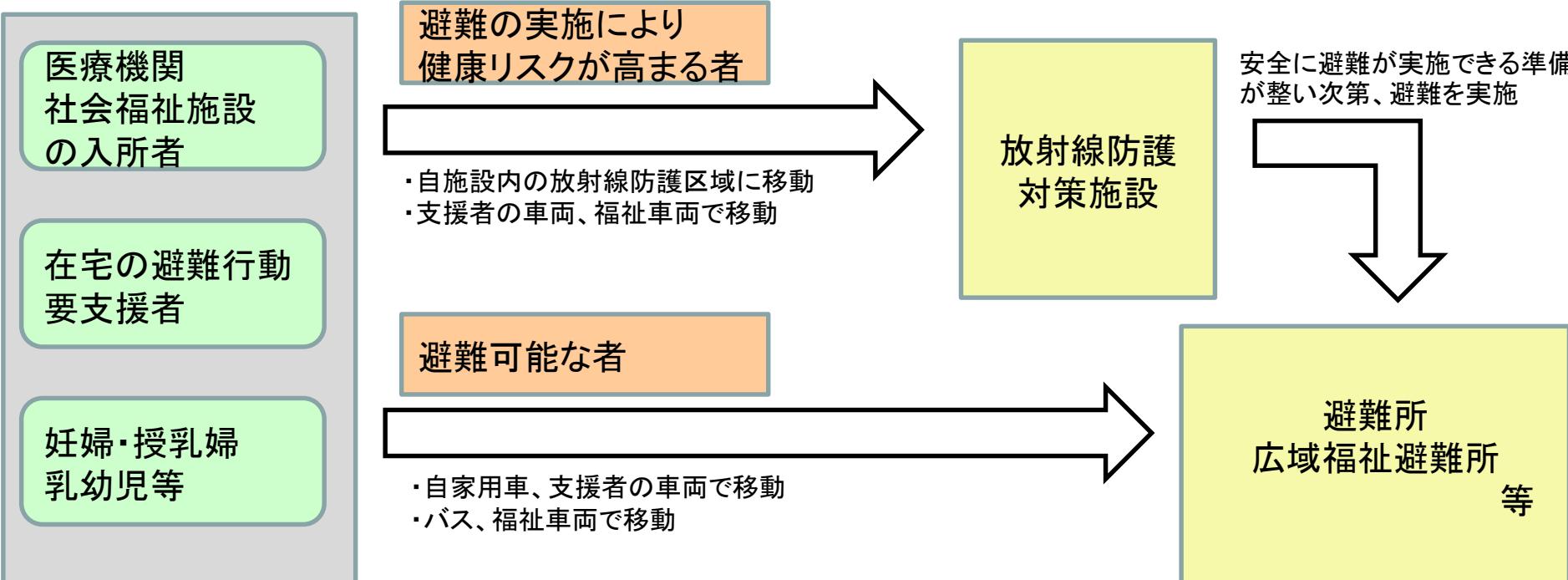
3-7 PAZ内の学校の児童等の避難

- PAZ内の学校・保育所等は、警戒事態で、保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等を保護者へ引き渡す。
- 保護者への引渡しができなかった児童等は、施設敷地緊急事態で、教職員等とともに自治体が手配するバスで移動し、PAZ外の緊急退避所で保護者に引き渡す。
- 全面緊急事態で、児童等の引取りが必要な保護者は引取り後、避難先に避難。



※フローのうち、警戒事態で保護者へ引渡した保育所・幼稚園の児童については、警戒事態で避難準備し、施設敷地緊急事態で保護者とともに避難開始。

- 医療機関や社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかる者、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者については、施設敷地緊急事態に至った時点で、避難等の予防措置を実施。
- 具体的には、避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。
- 避難可能な者は、自家用車や支援者の車両、バス、福祉車両により、避難所や広域福祉避難所へ避難を実施。



3-9 放射線防護対策を施した屋内退避施設

(イメージ)

要配慮者や住民等の屋内退避施設、緊急時の現地の対策拠点施設等に対する放射線防護対策は、施設の形態、規模等により異なる。

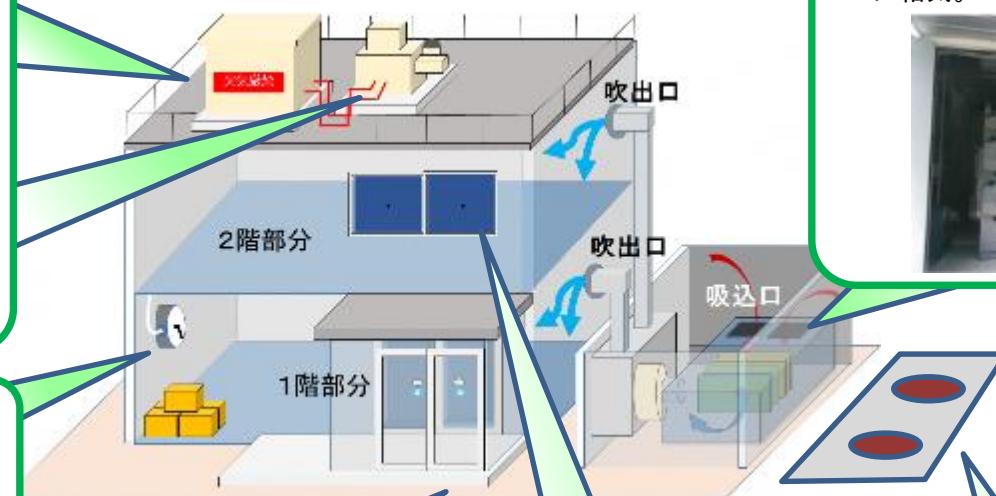
非常用発電設備 燃料小出槽

商用電源が喪失した場合においても陽圧化装置等を稼働するための非常用発電設備。



差圧計

屋内の空気圧を測定することにより、陽圧化装置の稼働状況を把握。



気密性の確保

玄関出入口の二重扉化や壁及び窓枠等の補強。



陽圧化装置

- ・プレフィルターで砂塵等を除去。
- ・メインフィルター（HEPA・活性炭）で放射性セシウムや放射性ヨウ素等を除去。
- ・上記処理後の清浄な空気を施設内に給気。



地下燃料タンク

非常用発電機稼働用



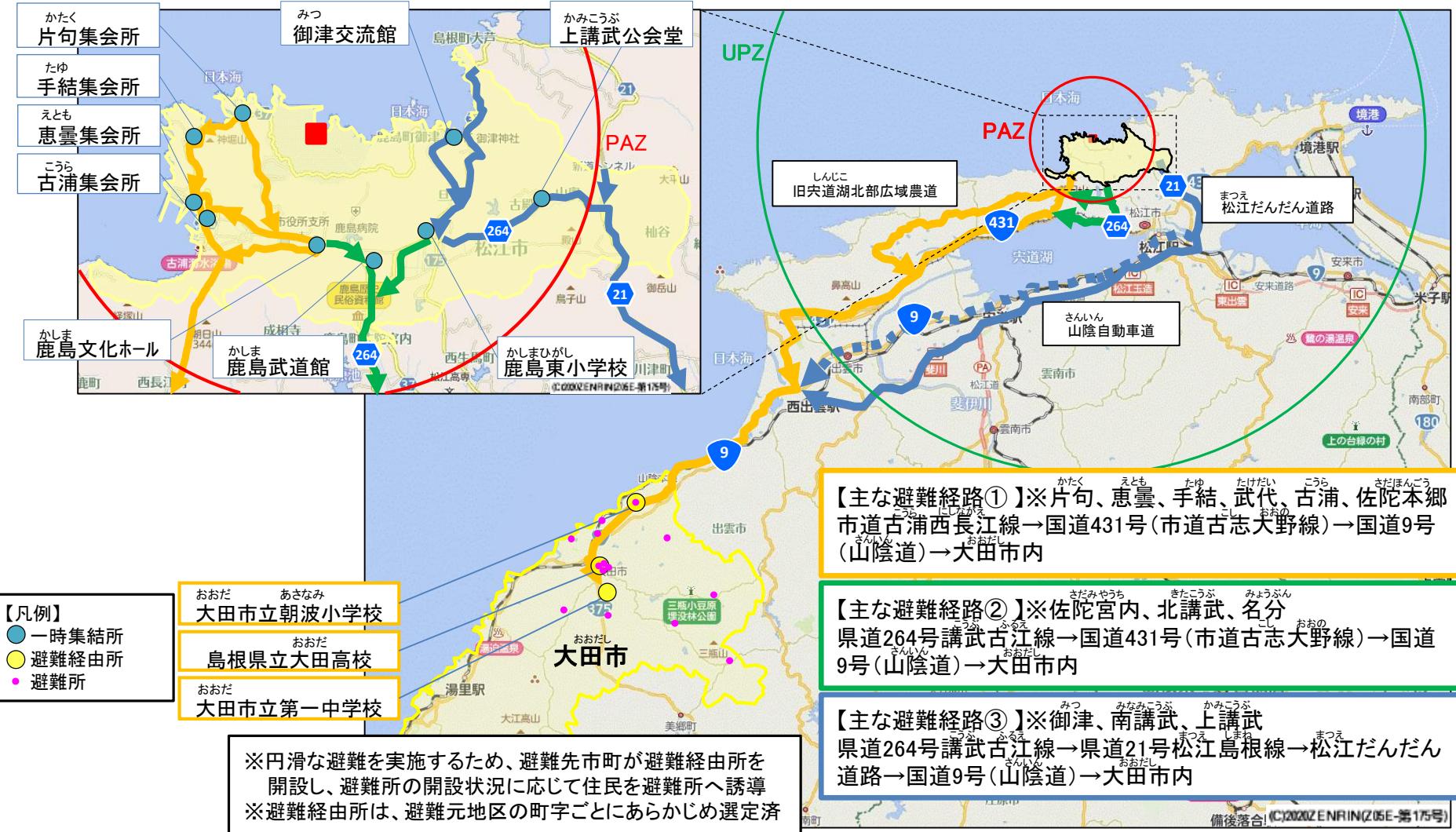
3-10 PAZ内及びその周辺の放射線防護対策施設の設置状況

- これら施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大約1,400人収容可能。
- 屋内退避のための7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。



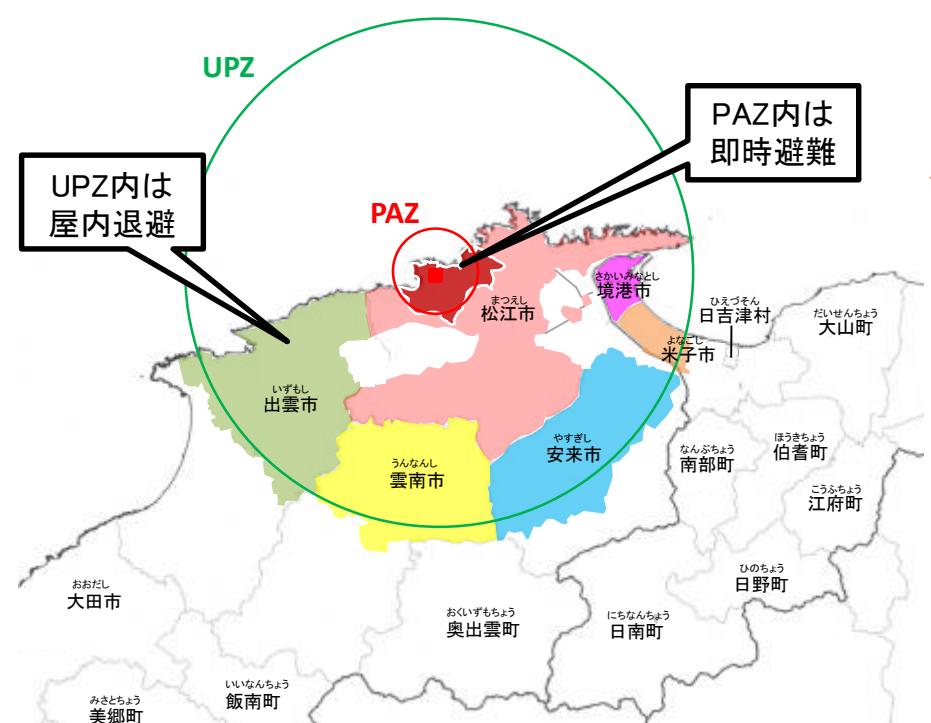
3-11 PAZ内から避難先までの主な経路（鹿島地区の例）

- 住民を十分に収容可能な避難所を確保するとともに、地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、バスにて避難を実施。



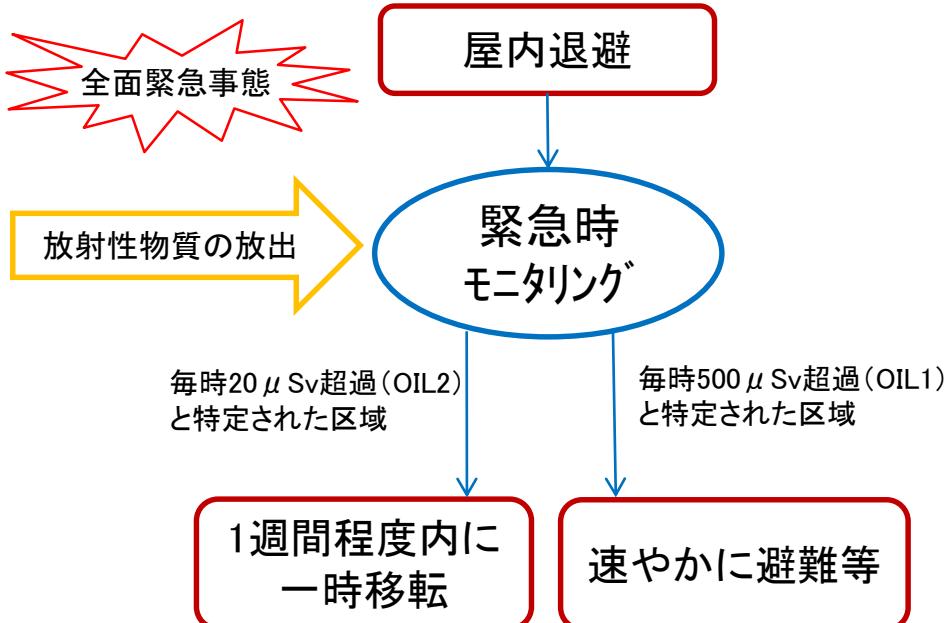
3-12 UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階で、UPZ内住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時 $20 \mu\text{Sv}$ 超過となる区域を特定し、当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。空間放射線量率が毎時 $500 \mu\text{Sv}$ 超過となる区域が特定された場合には、速やかに避難等を実施する。



出典：地理院地図（白地図）をもとに内閣府（原子力防災）作成

UPZ内の防護措置の基本的な流れ



3-13 UPZ内の住民の一時移転等

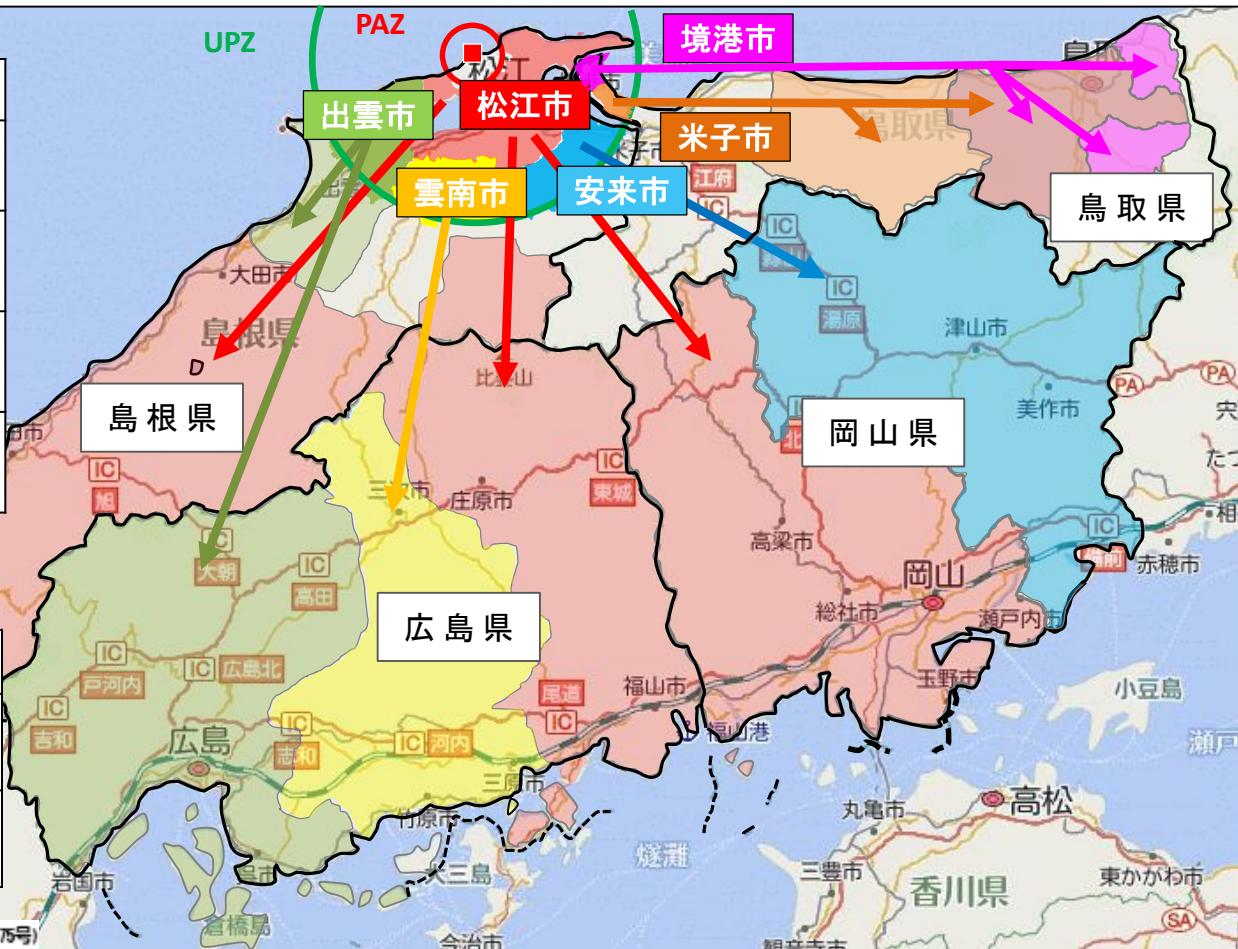
- UPZ内関係市の避難計画等に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、他の避難先の調整を行う。

島根県

避難元	避難先
松江市	島根県内(11市町)、岡山県(13市町)、広島県(5市町)
出雲市	出雲市内(UPZ外)、広島県(12市町)
安来市	岡山県(14市町村)
雲南省	広島県(5市町)

鳥取県

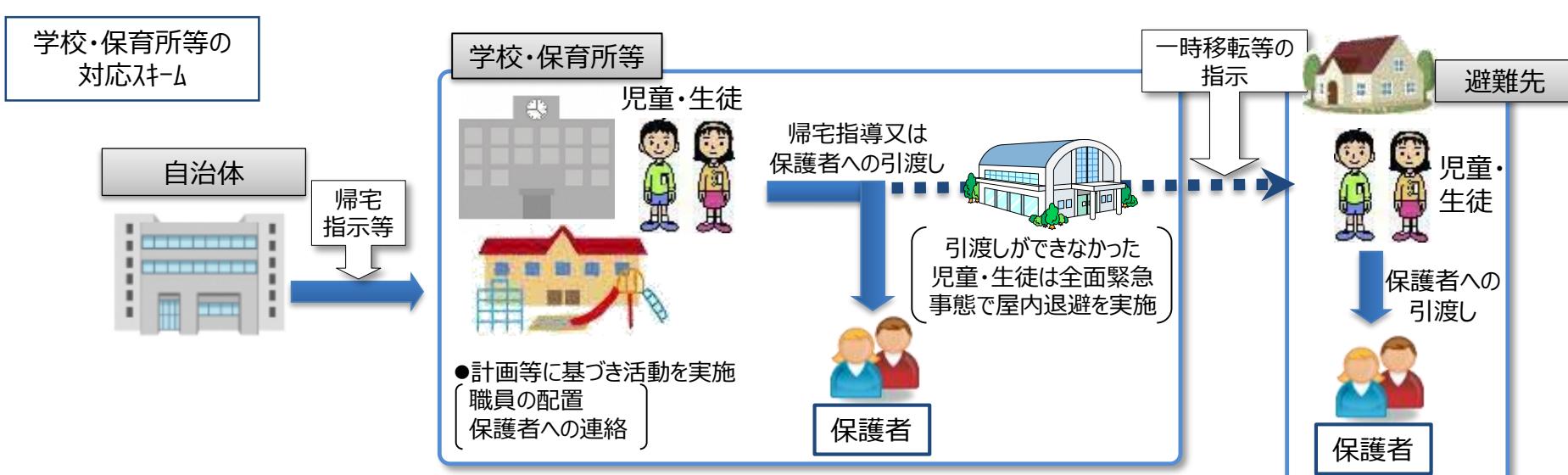
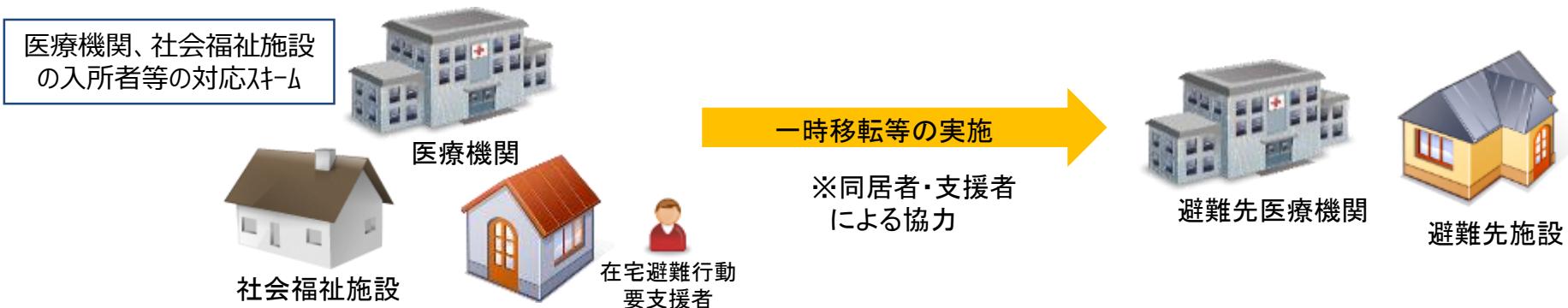
避難元	避難先
米子市	鳥取県内(6市町)
境港市	鳥取県内(3市町)



(C)2020 ZENRIN(Z05E-第175号)

3-14 UPZ内における医療機関や社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者、学校の児童等への対応について

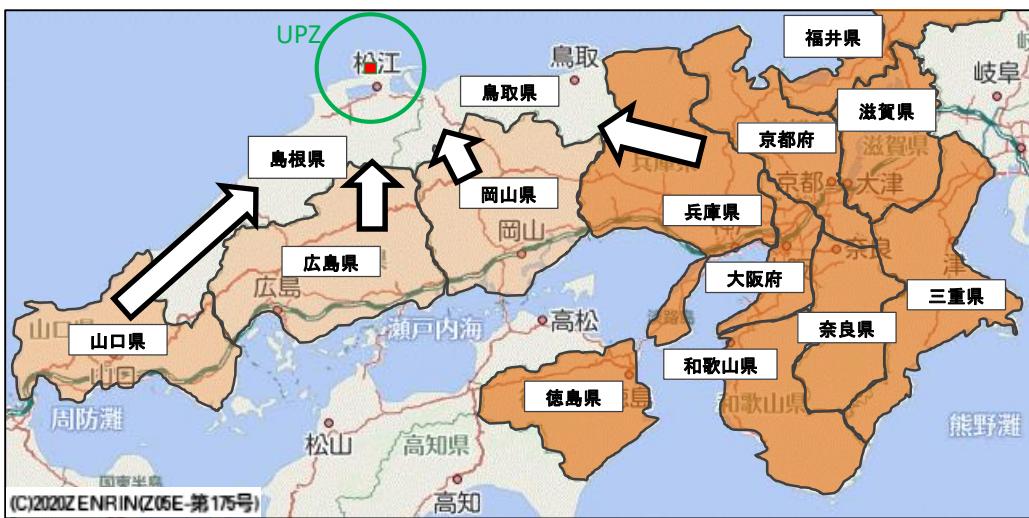
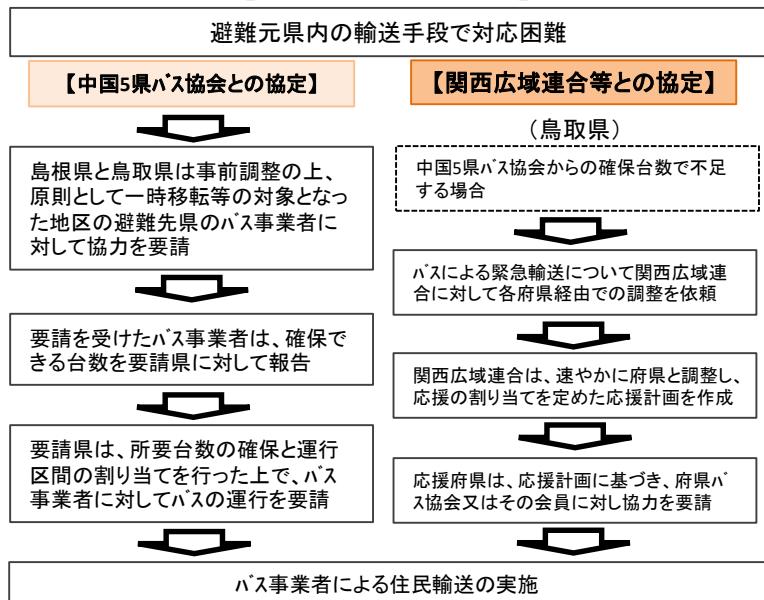
- 全面緊急事態で屋内退避を実施。一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の入所者については、県が関係機関と調整した避難先へ移動。社会福祉施設の入所者については、あらかじめ定めた広域福祉避難所へ移動。在宅の避難行動要支援者については、避難先自治体が準備した避難先へ移動。
- 学校の児童等は警戒事態又は施設敷地緊急事態の段階で帰宅、もしくは保護者への引渡しを開始し、引渡しができなかった児童等は、全面緊急事態で屋内退避を実施。



3-15 UPZ内の一時移転等に必要となる輸送能力の確保

- UPZ内で一時移転等が必要となった場合には、島根県、鳥取県が県内のバス会社や協定を締結している中国地方の各県等のバス会社から輸送手段を調達。
- 島根県や鳥取県が確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保。

【協定に基づく要請フロー】



(令和2年8月時点)

府県名	(島根県)	(鳥取県)	岡山県	広島県	山口県	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	徳島県	
保有台数(台)	681	510	1,455	2,806	1,089	897	1,331	949	2,392	5,254	3,985	1,004	721	623	
計 5,350						計 17,156									

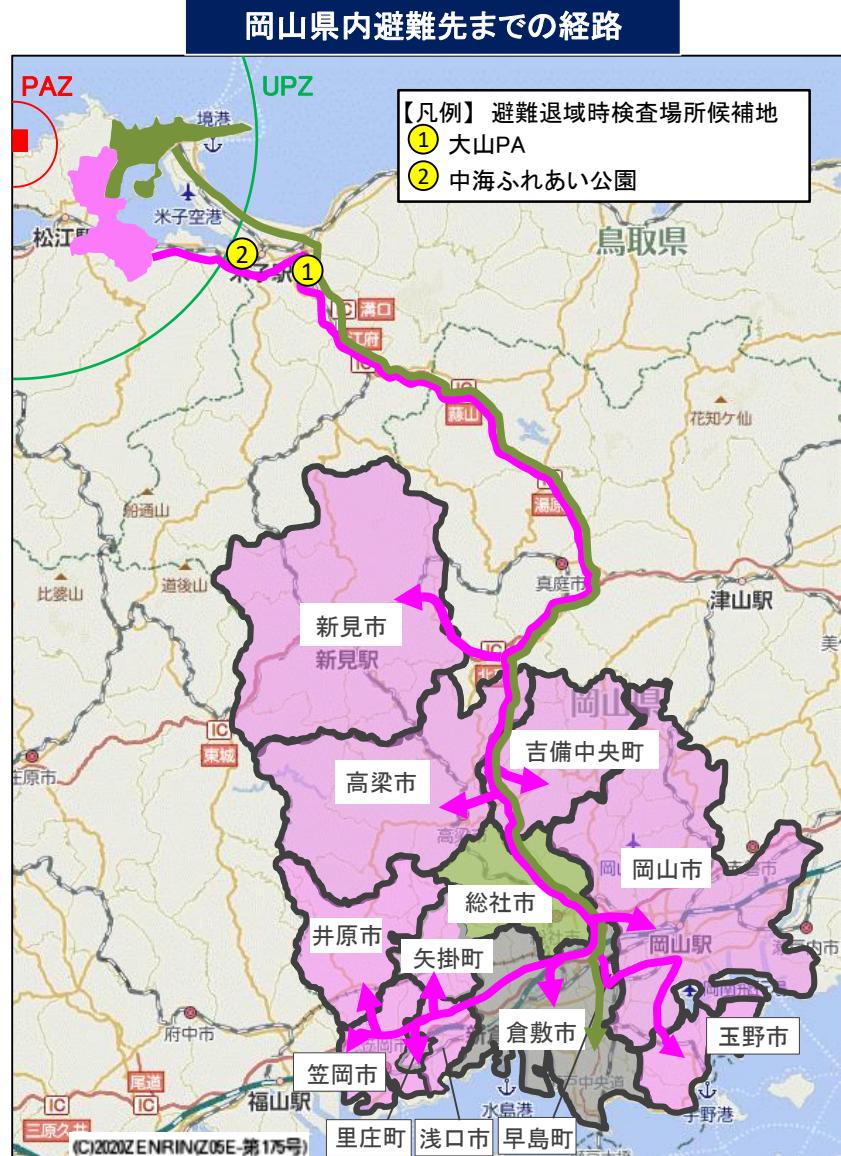
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)に支援を要請

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



3-17 島根県松江市におけるUPZ内から避難先までの主な経路②

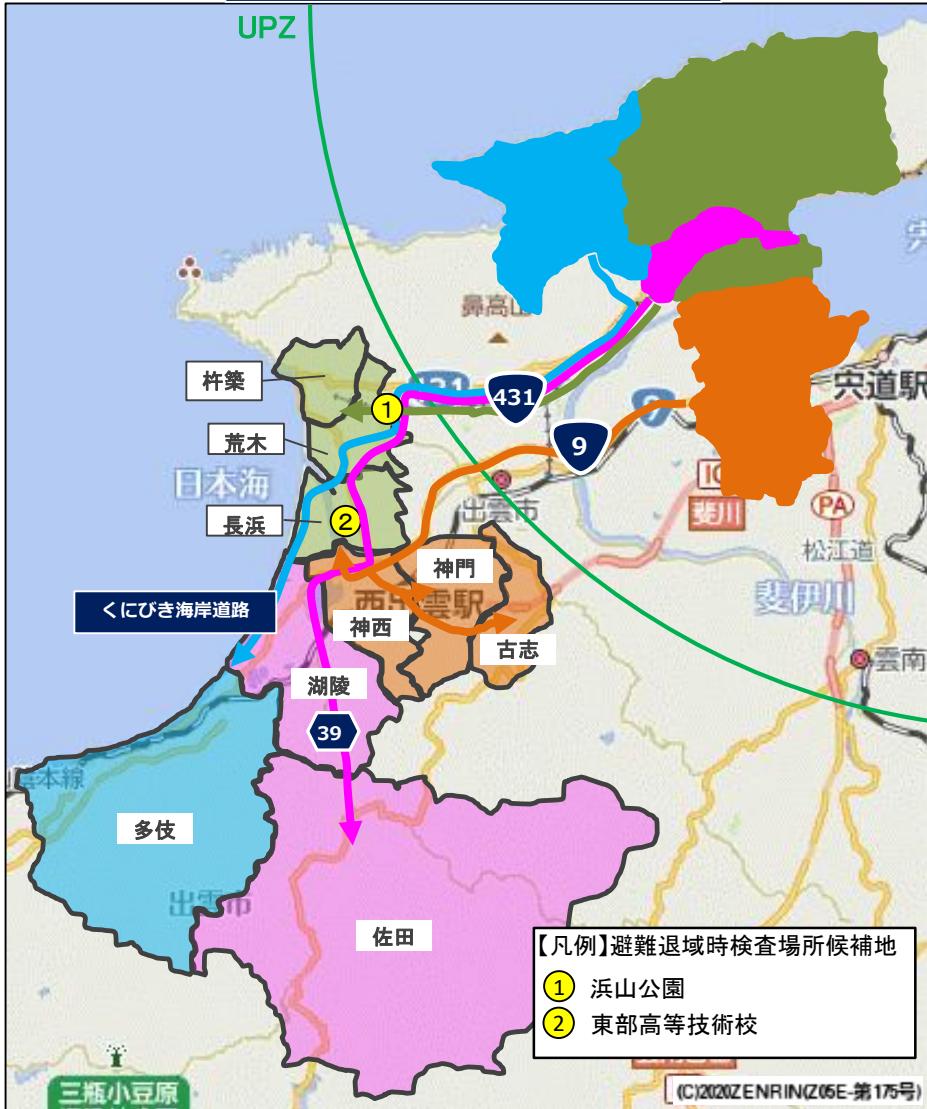
- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



3-18 島根県出雲市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- ▶ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

出雲市内避難先までの経路



広島県内避難先までの経路



3-19 島根県安来市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



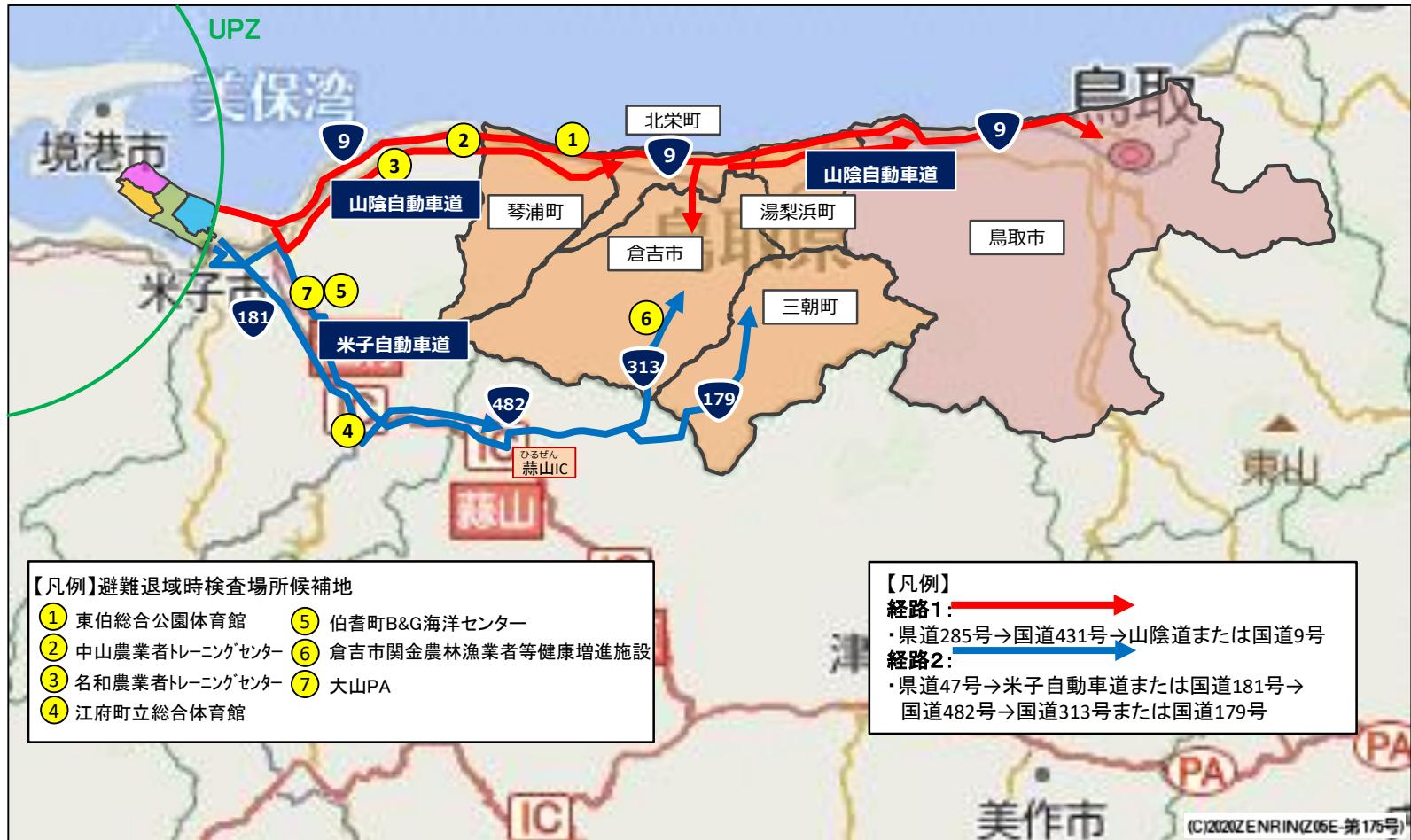
3-20 島根県雲南市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



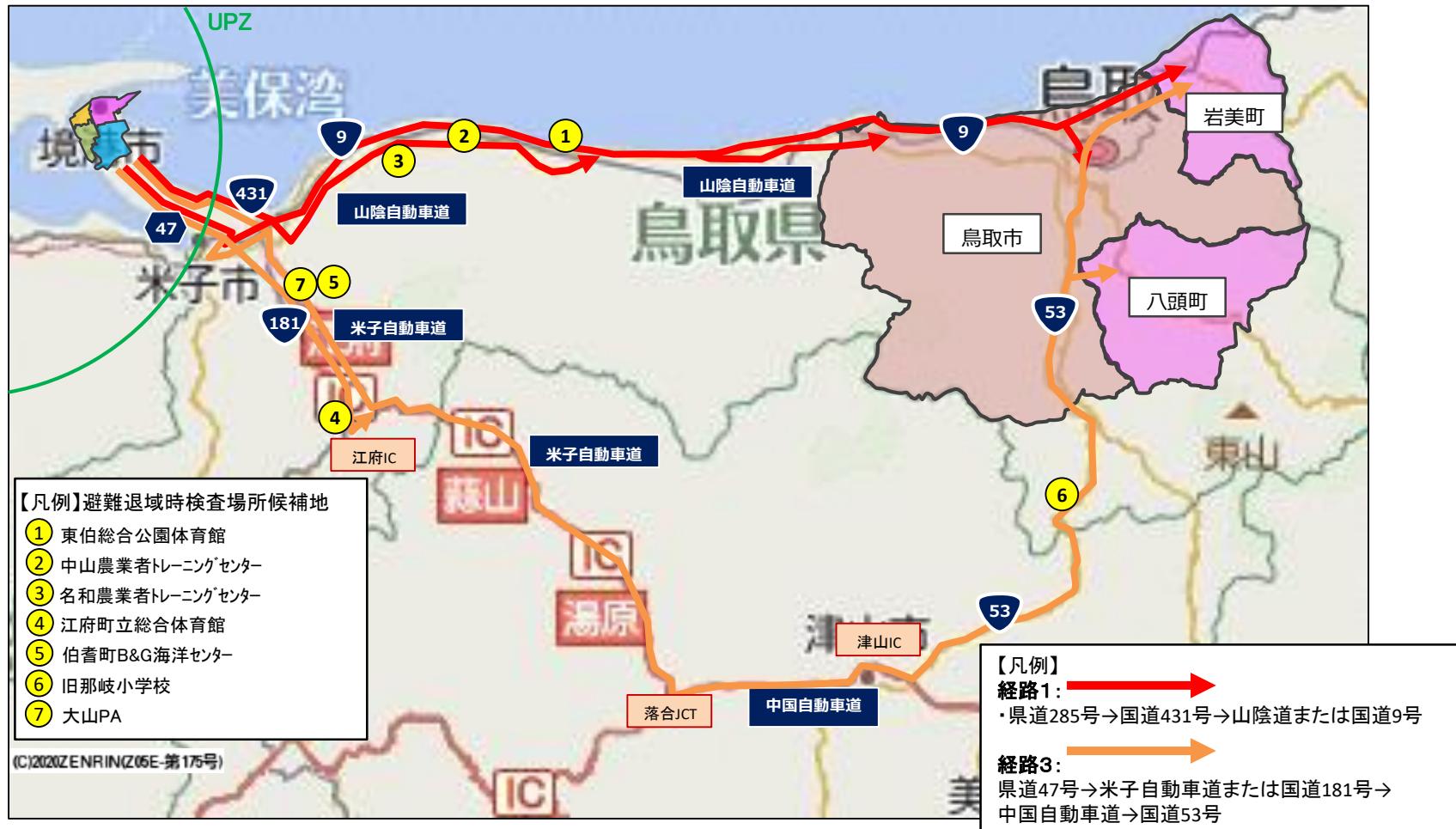
3-21 鳥取県米子市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



3-22 鳥取県境港市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- ▶ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



- PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送等により道路渋滞を把握し、県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

島根地域における交通対策

1. 交通誘導対策

- 主要交差点等における警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施

2. 交通広報対策

- 道路管理者が管理する「道路情報板」及び警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
- 日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報
- 県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報 等

3. 交通規制対策

- 混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保
- 信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自動起動式発動発電機による応急復旧、警察官等による主要交差点等における交通規制により対応



3-24 避難を円滑に行うための島根県・鳥取県の取組

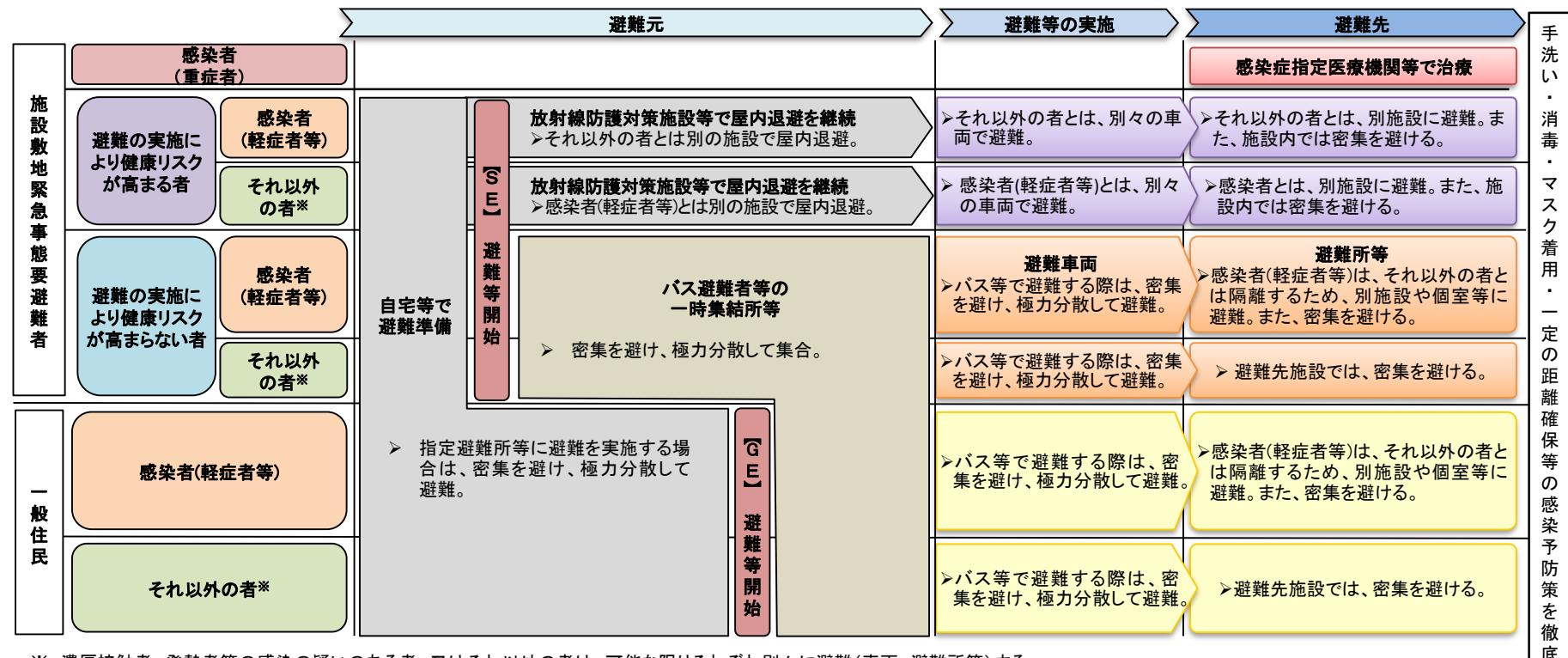
- ▶ 島根県では、島根県警交通管制センターに「原子力災害時の避難・誘導システム」を導入。避難経路上の信号を一斉に「青色灯火」とすることで、避難する車両は優先的な通行が可能。同システムの実効性を高めるため、信号制御機の高度化更新、交通流監視カメラ、自家発電機付信号機を順次整備。また、ウェブサイト「島根県避難ルートマップ」を作成。地区ごとの一時集結所、避難経路、避難退域時検査場所のほか、避難指示や道路の渋滞情報などを提供。
- ▶ 鳥取県では、スマートフォン対応の「鳥取県原子力防災アプリ」を作成。地区ごとのモニタリング情報、避難指示、一時集結所、避難経路、避難退域時検査場所のほか、道路の渋滞情報などを提供。



3-25 感染症流行下での防護措置

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。
- 自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。

<感染症流行下でのPAZの防護措置の例>



* 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

3-26 他の地方公共団体からの応援計画

- 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、他の地方公共団体から支援を受けるため、協定を締結。
- 関係市においても複数の応援協定を締結。

②中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

【応援内容】

- 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあっ旋並びに資機材の提供
- 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- 避難者を受け入れるための施設の提供
- 前各号に定めるものほか特に要請のあった事項

③中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

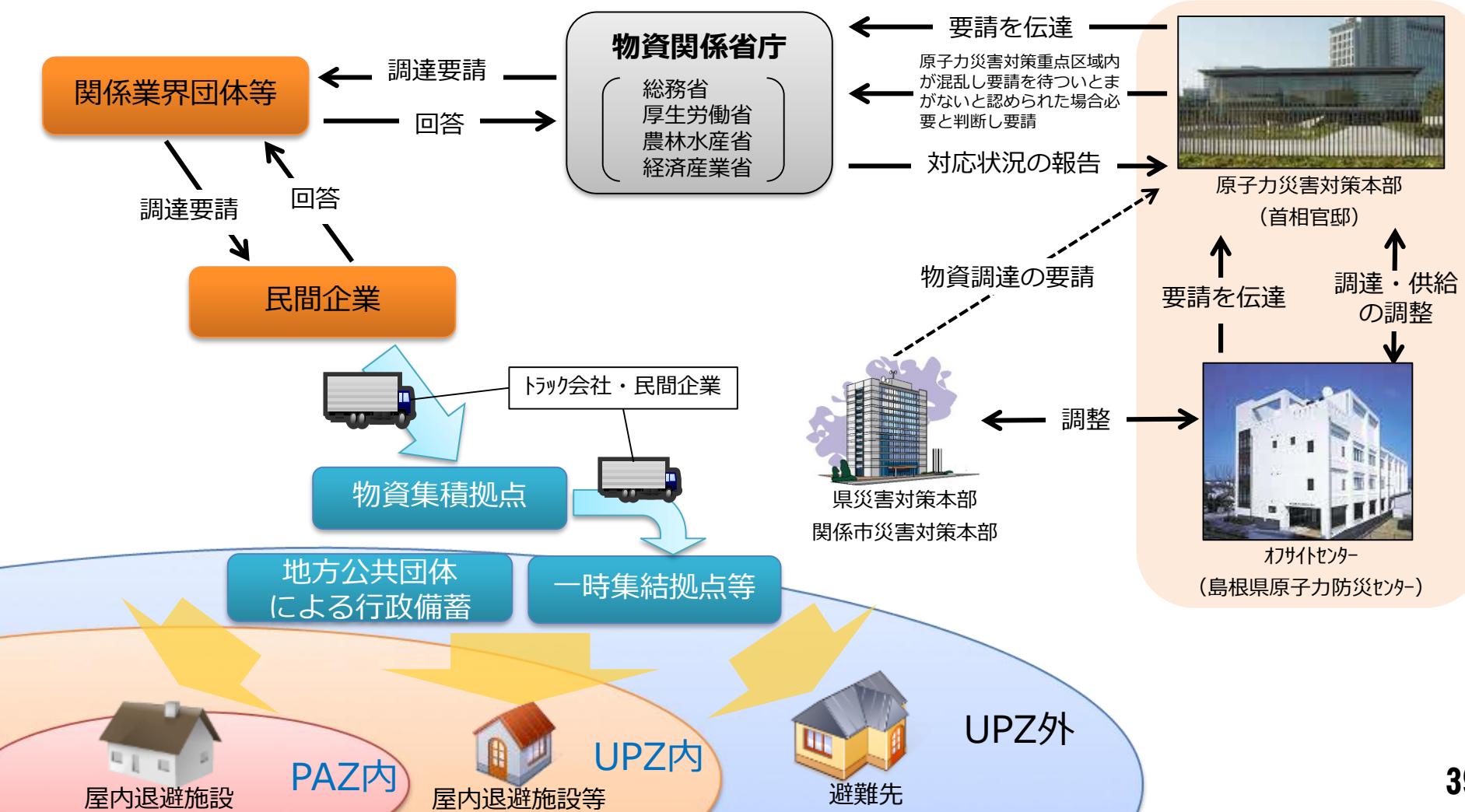
【応援内容】

- 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあっ旋並びに資機材の提供
- 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- 避難者を受け入れるための施設の提供
- 前各号に定めるものほか特に要請のあった事項



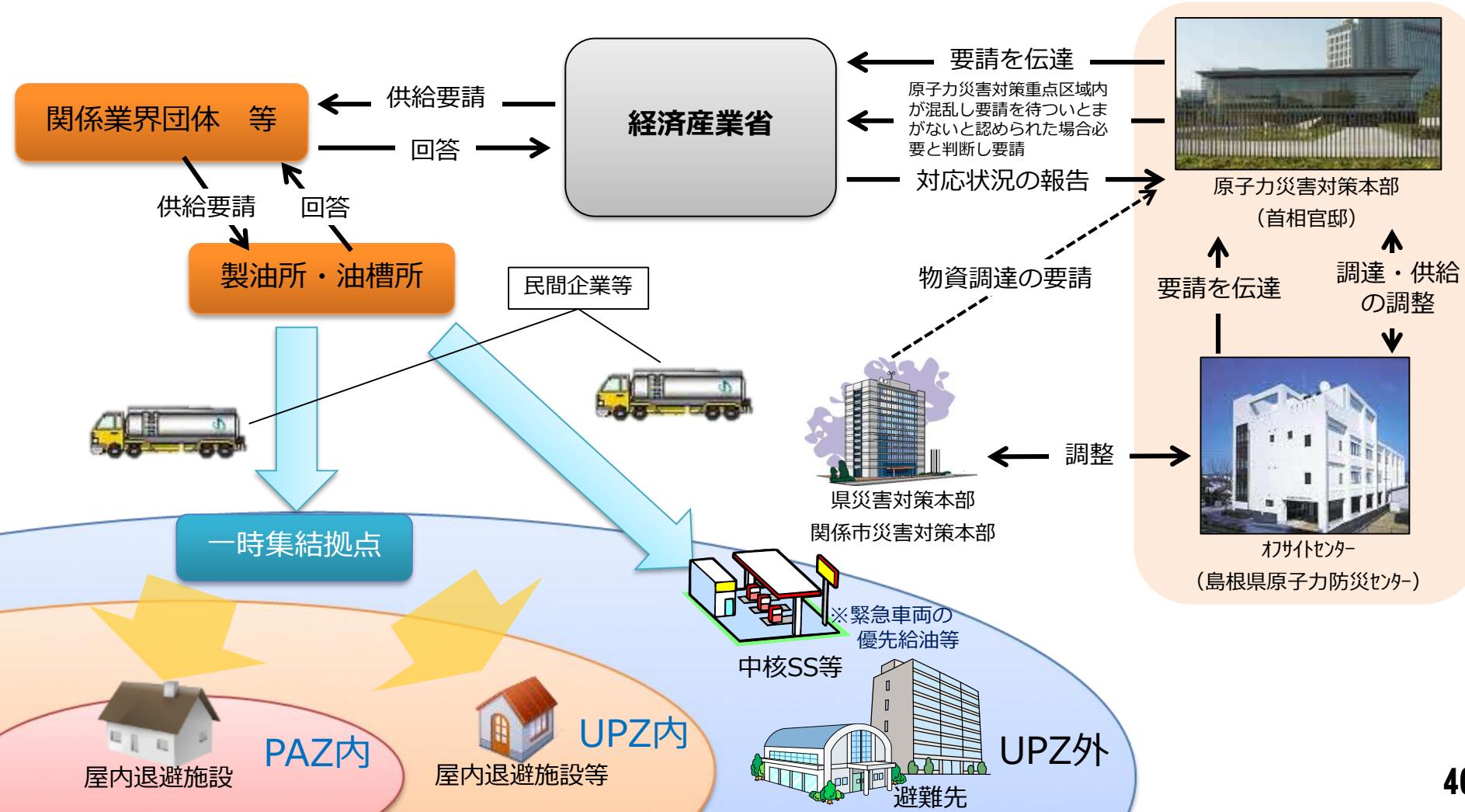
3-27 国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 島根県、鳥取県及び関係市が備蓄している物資が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待つとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、又は要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



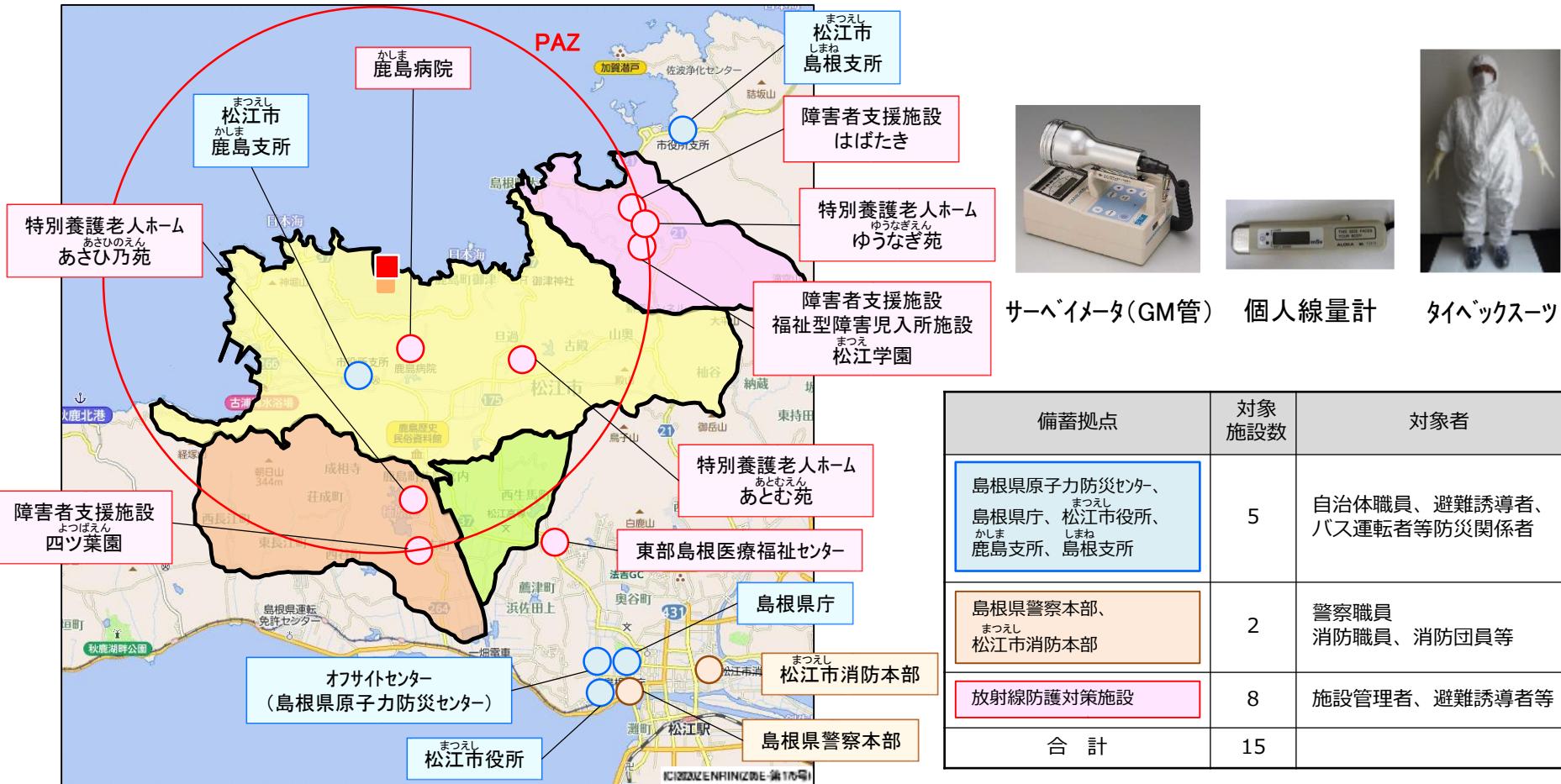
3-28 国による物資（燃料）の供給体制

- 島根県、鳥取県及び関係市が備蓄している燃料が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待つとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、又は要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



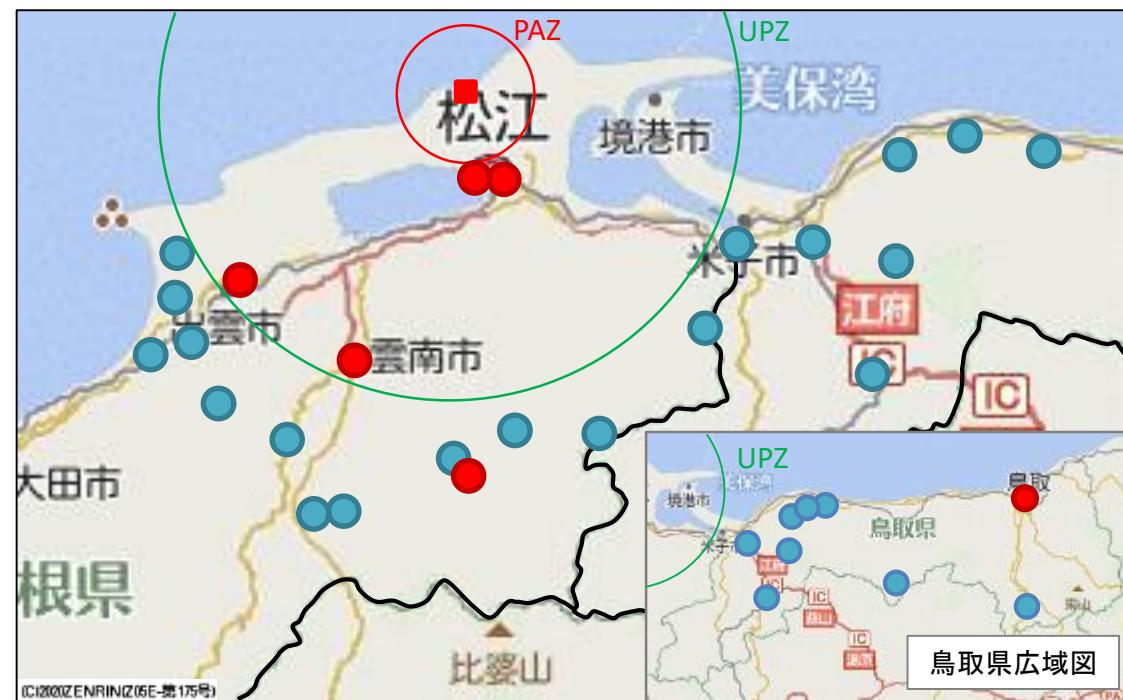
3-29 PAZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 島根県は、PAZ内の防護対策を担う自治体職員、警察・消防職員のほか、バス運転者、放射線防護対策施設の施設管理者、避難誘導者等向けに個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時には、これらの使用方法に関する訓練・研修を定期的に実施。



3-30 UPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う機関には、緊急時に設置する中継ポイント(避難退域時検査場所近傍に設置)や放射線防護資機材備蓄場所で放射線防護資機材を配布。
- 中継ポイント等では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることを説明。
- 平時には、放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的に実施。



(凡例)

- : 放射線防護資機材(輸送事業者用)備蓄場所
- : 中継ポイント候補地(避難退域時検査場所の近傍)

住民搬送等を担う輸送事業者等に対する 放射線防護資機材の配布体制

島根県災害対策本部 鳥取県災害対策本部

連絡・調整

輸送事業者等

資機材搬送を担う事業者等

住民搬送を担う事業者等

移動

中継ポイント

避難退域時検査場所
近傍

資機材の受取

放射線防護資機材備蓄場所

[オフサイトセンター、
島根県庁、鳥取県庁等]

資機材の搬送

資機材の受取

中継ポイントまたは
放射線防護資機材備蓄場所にて資機材
の受取

一時集結所等

住民の一時移転等を実施

3-31 緊急時モニタリング の実施体制

- 緊急時モニタリング地点175地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。

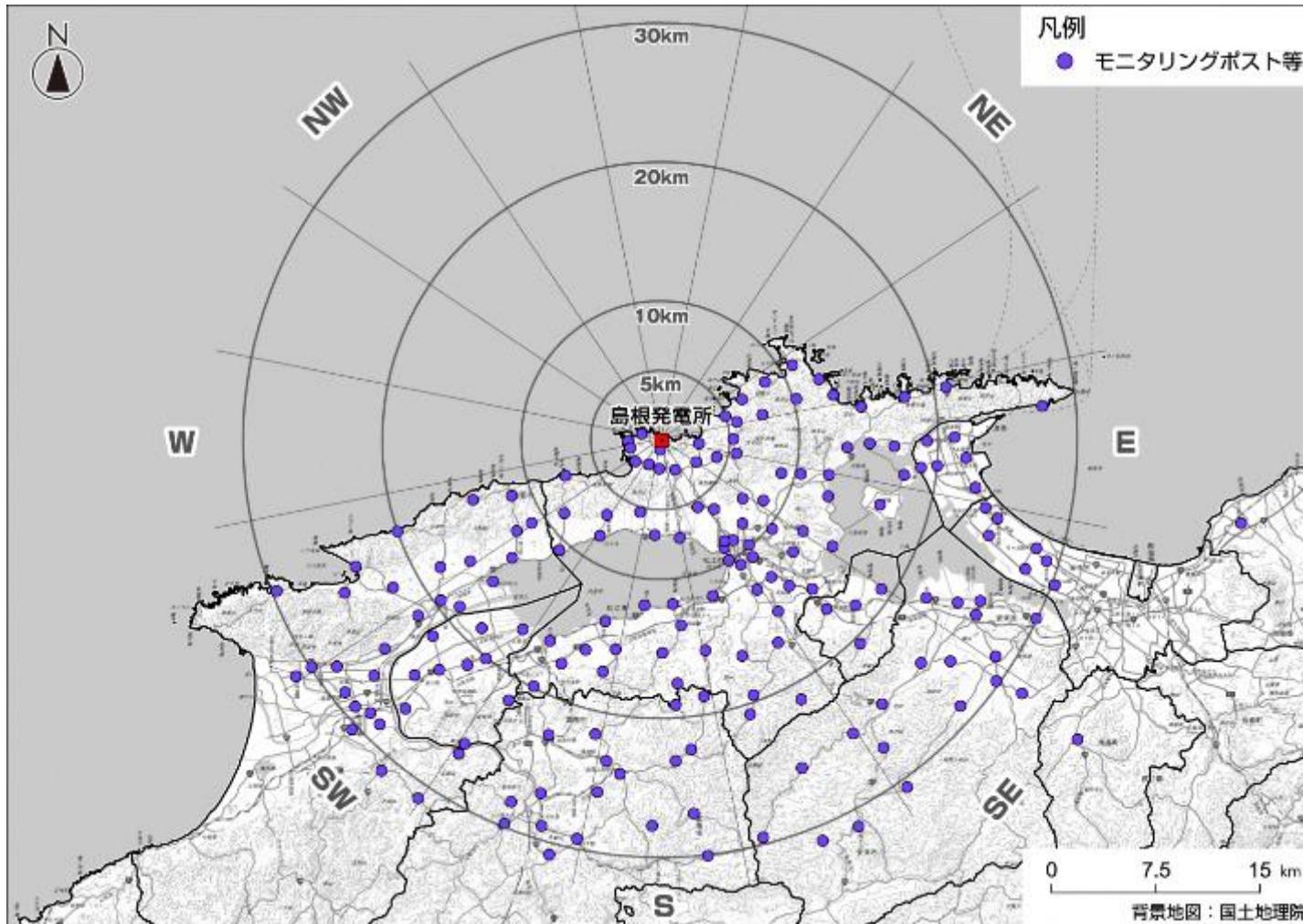
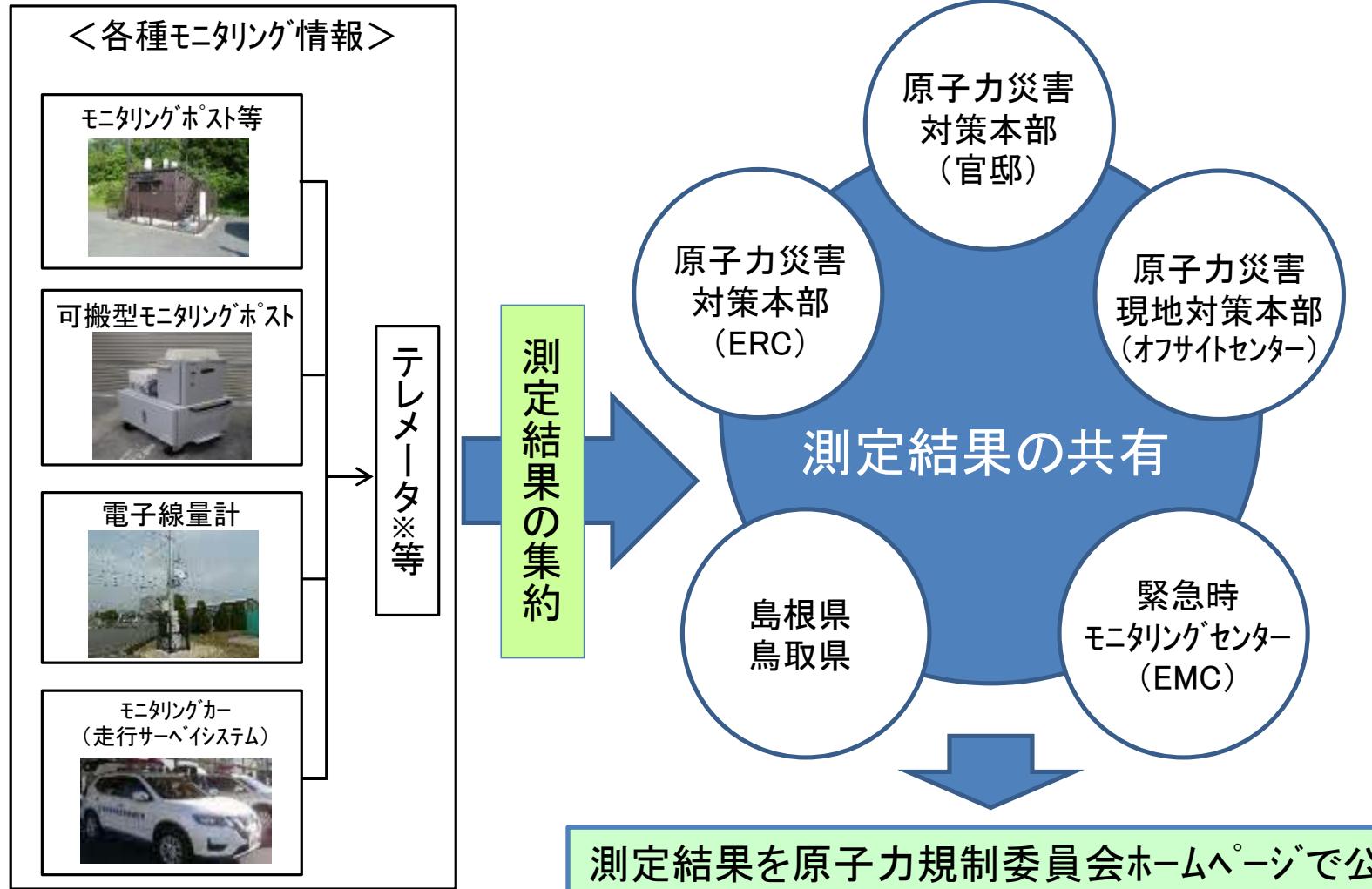


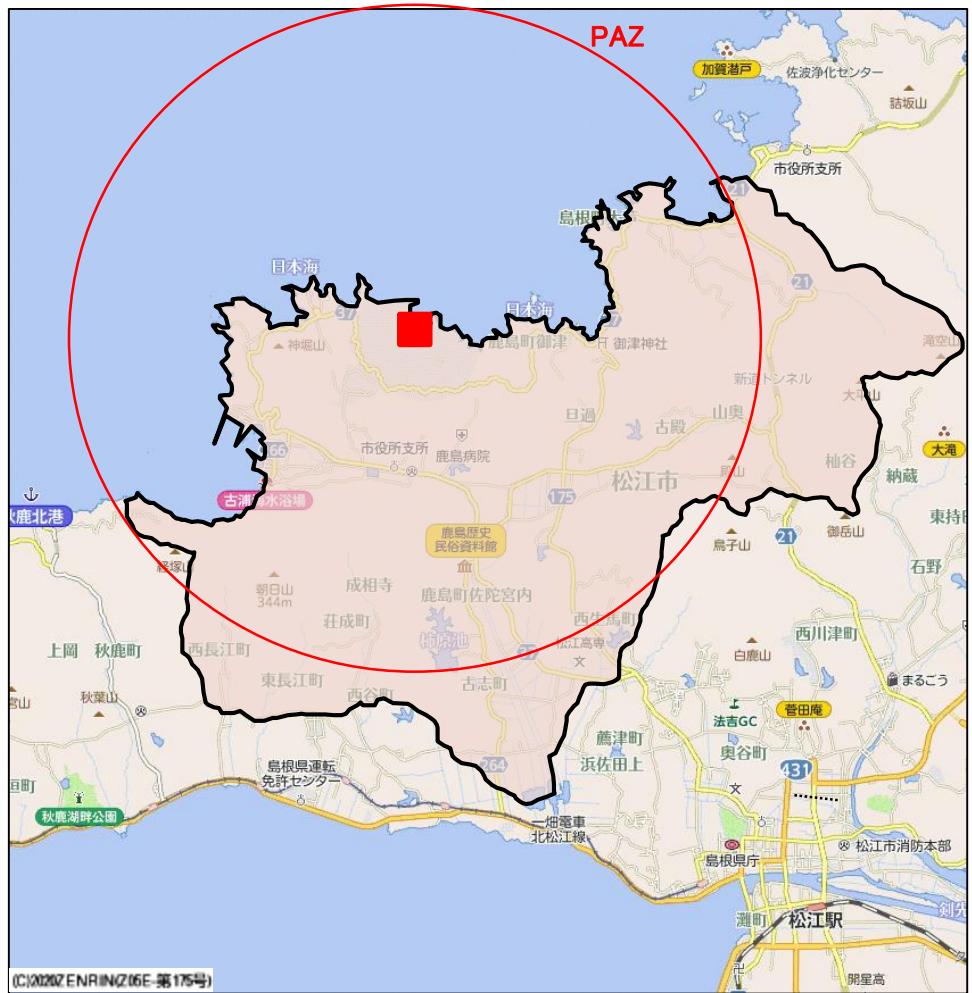
図 島根地域における緊急時モニタリング地点

- 緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



3-33 PAZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- 島根県及び松江市では「島根県安定ヨウ素剤配布計画」に基づき、平時から安定ヨウ素剤を事前配布。
- 令和元年7月の原子力災害対策指針改正後は、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で挙児希望のある女性、その他配布希望者に対して配布を実施。



(C)2020 ENRING(6E-第175号)

<安定ヨウ素剤事前配布説明会>

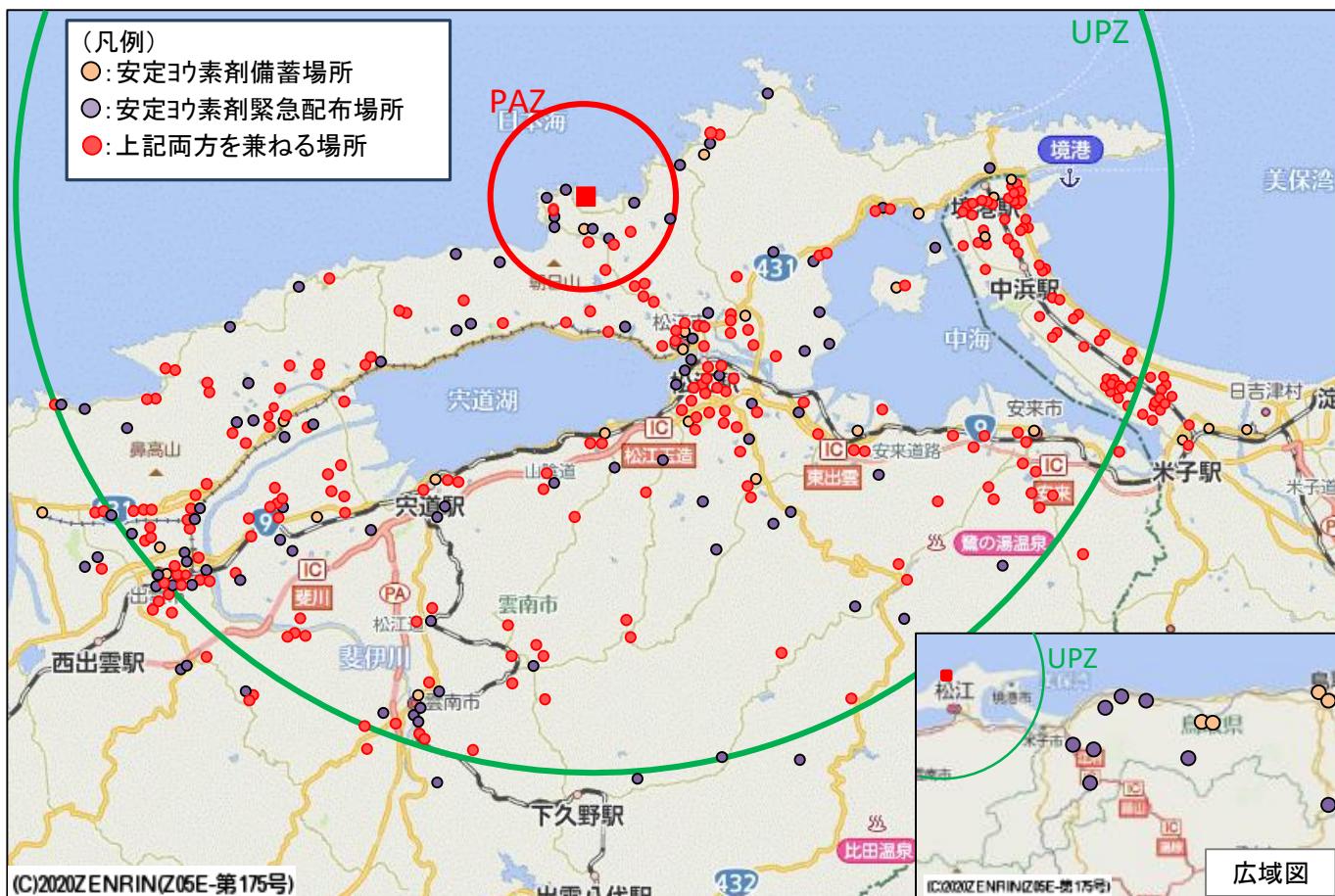
医師、自治体職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明し、安定ヨウ素剤を配布。



(事前配布説明会の様子)

3-34 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、備蓄を実施。
- 緊急配布が必要となった場合、自治体は備蓄場所から一時集結所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。



安定ヨウ素剤備蓄場所

島根県: 195か所
鳥取県: 78か所

必要に応じて関係市等が
安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

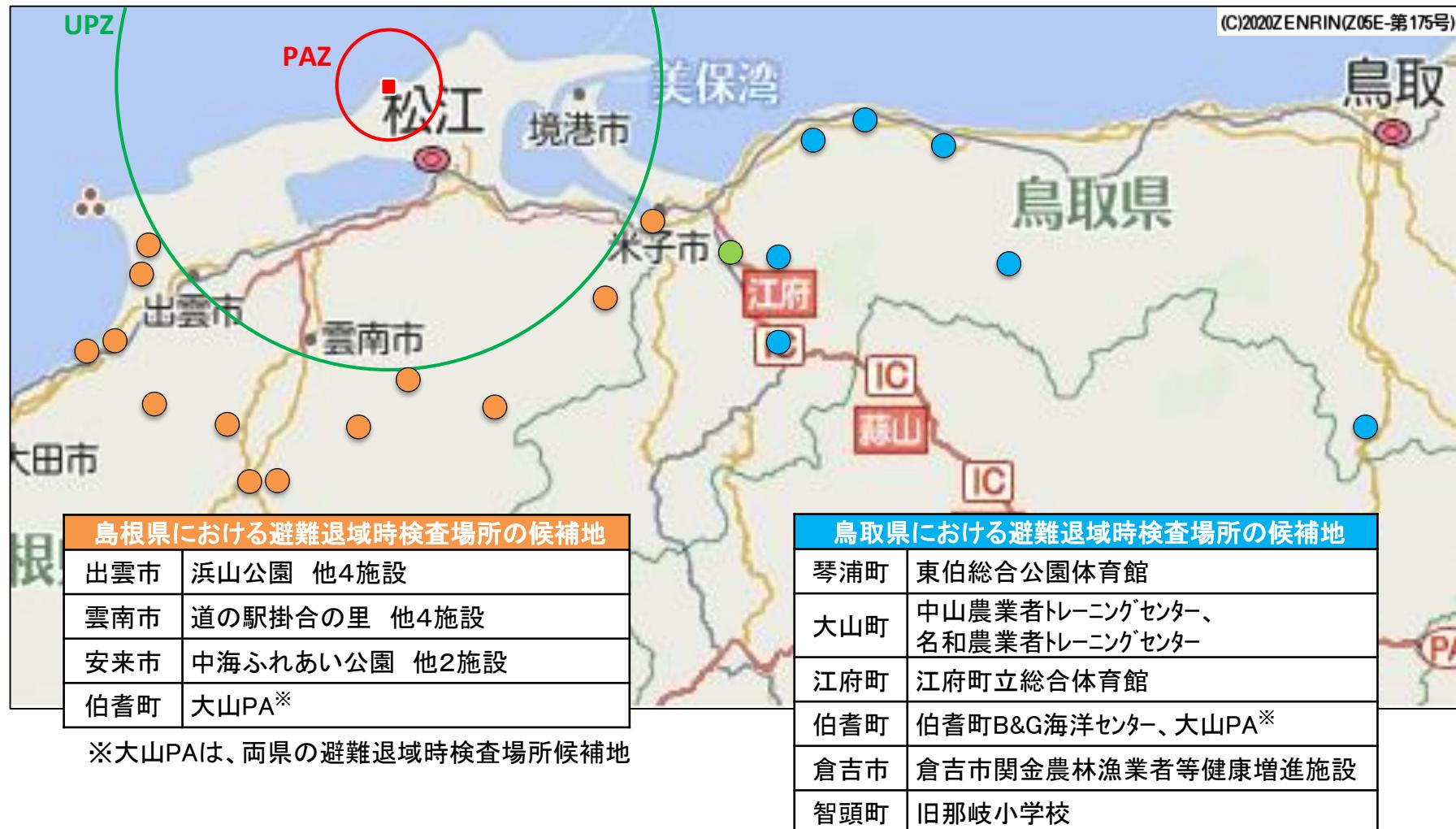
島根県: 計266か所
(一時集結所等)

鳥取県: 計76か所
(一時集結所、避難退域時検査場所等)

広域図

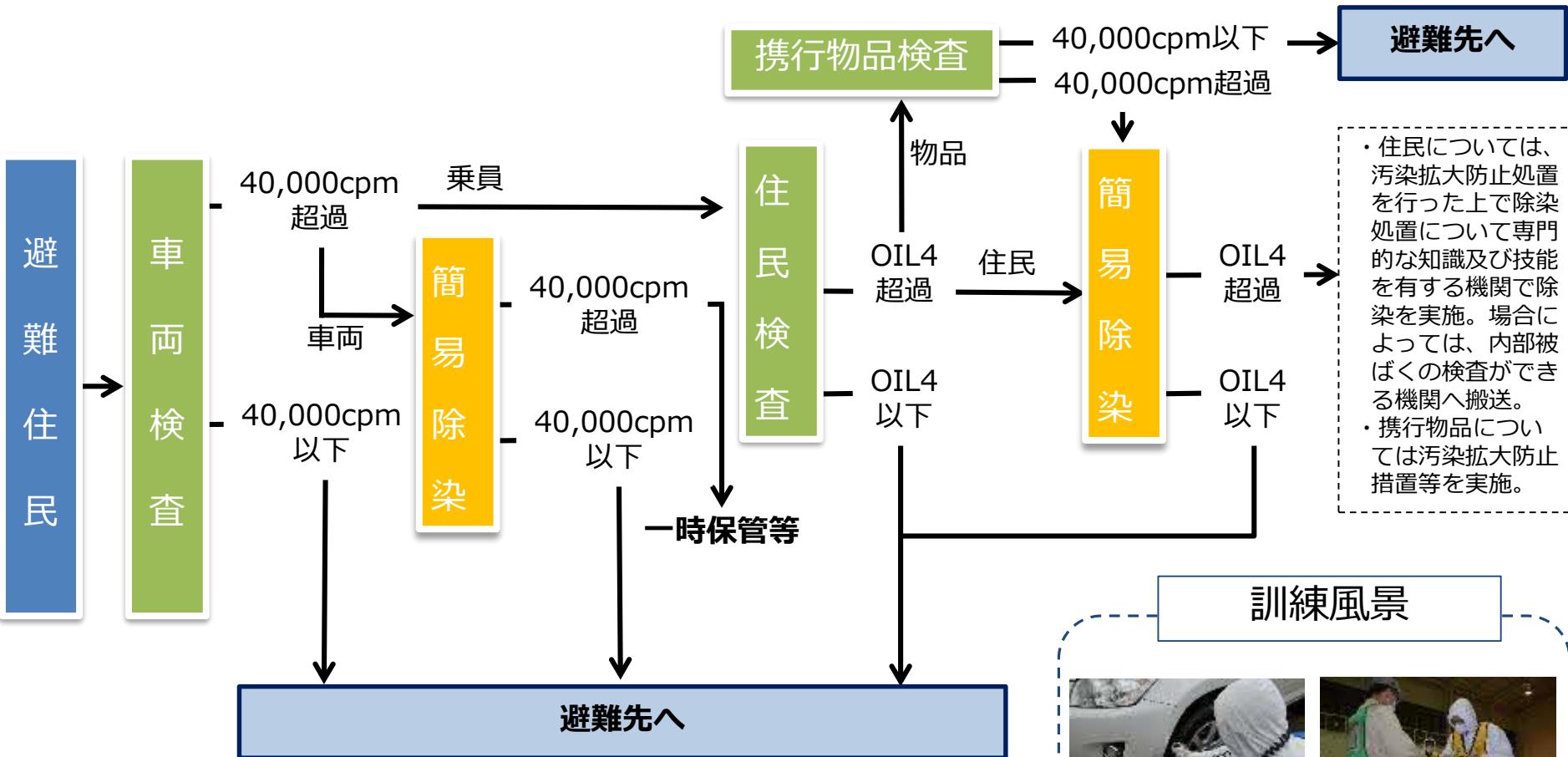
3-35 避難退域時検査場所の候補地の設定

- 島根県、鳥取県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元地域と各避難退域時検査場所の対応付けを行った上で、候補地をあらかじめ準備。



3-36 避難退域時検査場所における検査手順

- 避難退域時検査は、自治体、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取扱実習を含む研修を受講。



- ※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理
- ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保

3-37 国の実動組織の広域支援体制

- ▶ 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- ▶ 要請の窓口となるオフサイトセンター（実動対処班）において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による支援を実施。

全国の実動組織による支援

警察災害派遣隊

全国の都道府県警察による支援

緊急消防援助隊

全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

巡視船艇・航空機の派遣

全国の管区海上保安本部による支援

災害派遣・原子力災害派遣

全国の陸・海・空の自衛隊による支援

オフサイトセンター
(島根県原子力防災センター)

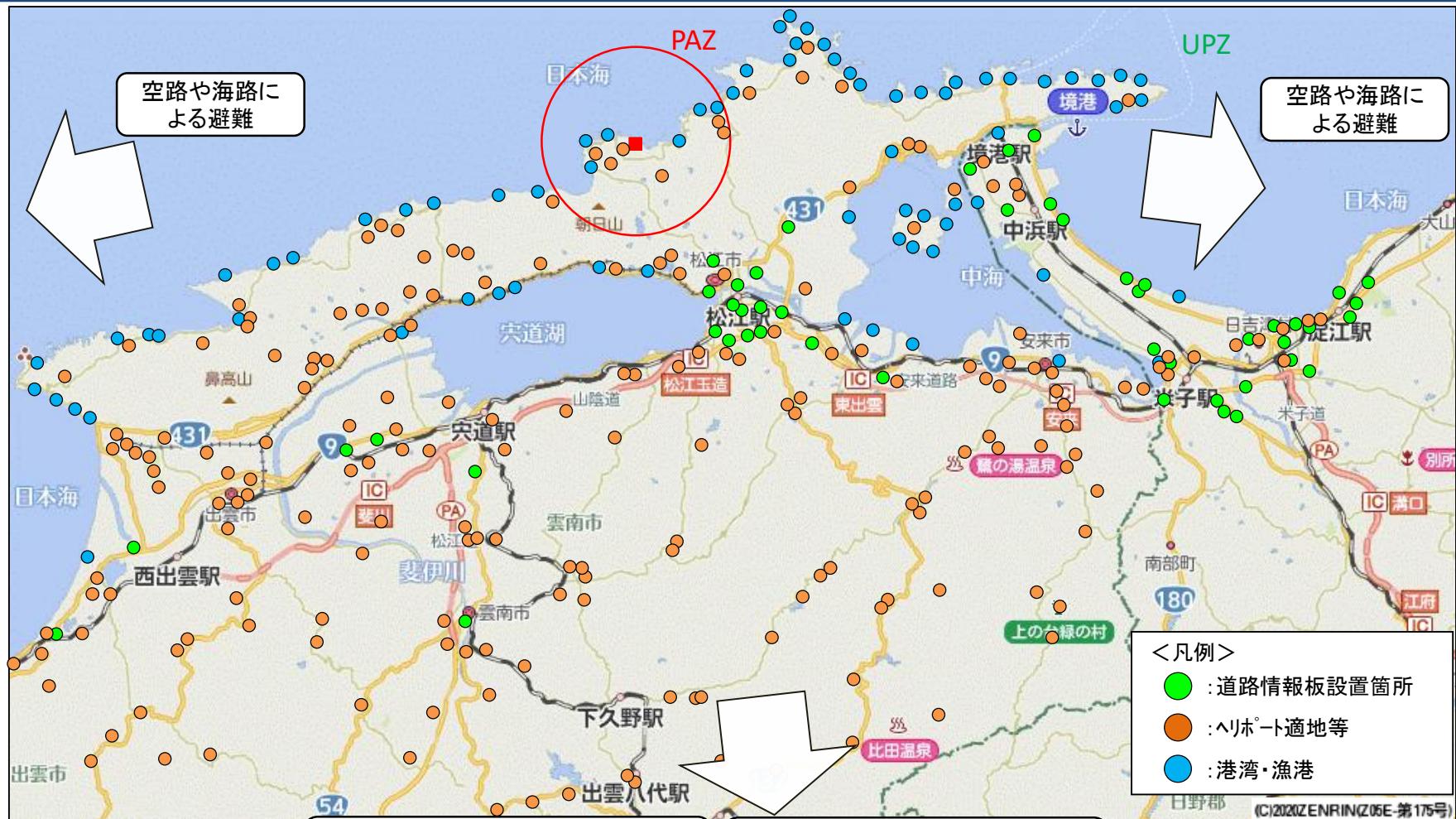
現地における
各種要請の集約

原子力災害対策本部
(首相官邸)

政府の調整結果に基づく
現地派遣指示



- 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



➤ 島根県、鳥取県及び関係市との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立入制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 緊急時対応の取りまとめに係る経緯
3. 島根地域の緊急時対応
4. 地域防災力向上に向けた更なる取組

- ◆ 島根地域原子力防災協議会等を通じて、国と関係自治体が一体となって、引き続き、各自治体の地域防災計画、避難計画の充実・強化等を全面的に支援していく。
- ◆ 国や関係自治体が実施する原子力防災訓練で明らかになった教訓事項を抽出し、各自治体の地域防災計画、避難計画に反映させていく。
- ◆ 放射線防護対策等のための資機材の整備等に関して、今後も継続して、関係自治体の要請に応じて財政的な支援を行う。

地域防災計画・避難計画の整備に「完璧」や「終わり」はなく、今後も訓練等を通じて、国と関係自治体が一体となって継続的に、避難計画の充実・強化に努めていく。